

「2023年 学校現場の働き方改革に関する意識調査」

2023年7~8月実施

日本教職員組合

目 次

序 章 調査の実施概要.....	2
1 . 調査の目的.....	2
2 . 調査の実施方法.....	2
3 . 調査の実施時期.....	2
4 . 調査対象者と回答者数.....	3
5 . 調査対象者の構成.....	3
第1章 教員の労働時間の実態.....	9
1 . 教員の労働時間.....	9
2 . 1 週間の労働時間の推移.....	25
3 . 休憩時間の実態.....	30
第2章 36協定の締結状況.....	32
1 . 36協定の締結状況.....	32
2 . 36協定締結の有無と4月の勤務時間.....	33
3 . 休憩時間の取得の有無.....	35
第3章 教職員の勤務の把握状況.....	36
1 . 管理職による教職員の勤務の把握状況.....	36
2 . 管理職が把握する勤務時間（在校等時間）.....	39
3 . 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間.....	40
第4章 休日における部活動の地域移行.....	41
1 . 休日の部活動の地域移行において国・自治体が早急にすすめるべきこと.....	41
2 . 休日の部活動の地域移行への関わり方.....	44
第5章 学校における働き方改革の重要度.....	48
第6章 学校における働き方改革の進捗状況と期待.....	51
1 . 学校における働き方改革の進捗状況.....	51
2 . 学校における働き方改革の進捗への期待.....	54

序 章 調査の実施概要

1．調査の目的

4月に文科省が公表した「教員勤務実態調査 速報値」では、これまでの日教組・連合総研調査と同様に、依然として時間外在校等時間の平均が過労死ライン（1か月あたり80時間）超えの超勤実態が明らかとなった。現場からは働き方改革の成果が実感できないとの声が多く、長時間労働是正は喫緊の課題である。

中教審「質の高い教師の確保特別部会」では、更なる学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、が主な論点として挙げられており、来年春には答申が予定されている。

一方、学校現場では、年度当初からの欠員に加え、精神疾患による休職者や早期退職者の増加により、教職員の未配置の状況はますます厳しくなっている。実感できる学校の働き方改革には、業務削減・定数改善による長時間労働の是正をすすめ、だれもが安心して働き続けられる勤務環境整備が極めて重要である。

また、事務職員、学校栄養職員等の超勤・休日出勤に対する職場全体での36協定の締結・遵守についても、引き続きとりくむ必要がある。

本調査は、「学校現場の実態」として、社会に発信するとともに、中教審への意見反映、文科省や教育委員会との交渉・協議に活用し、「実感できる働き方改革」へとつなげることを目的に実施した。

本調査は2018年以降毎年実施しており、今回で第6回目となる。

2．調査の実施方法

実施方法はこれまでと同様にWebでのみ行った。

3．調査の実施時期

今回の調査は7月19日～8月21日（Web調査票の公開期間）のほぼ1ヶ月間実施した。また、集計表は9月に、「速報版」は10月に作成した。

今回の調査は2018年、2019年、2021年と同じ7～8月に実施している。なお、2022年と新型コロナウイルス感染症の影響が強かった2020年の調査は9月に実施した。結果をみるにあたり実施時期の違いに留意する必要がある。

4 . 調査対象者と回答者数

本調査の対象者は、全都道府県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、小中一貫校、義務教育学校、中等教育学校における教職員で、正規教職員だけでなく、臨時的任用教職員（任期付含む）、会計年度任用教職員、再任用教職員も含む。

今回の調査では、5,809 人から回答を得た。

5 . 調査対象者の構成

（ 1 ）性別構成と年齢構成

性別構成

性別構成では、「男性」が 44.6%、「女性」が 54.1%で、2022 年（「男性」44.0%、「女性」54.7%）と比べほとんど違いはない。

学校種別にみると、「男性」は高等学校（59.6%）と中学校（55.9%）で、「女性」は小学校（59.3%）と「特別支援学校」（57.1%）が多い。

また、部活動顧問別では、「男性」は運動部顧問（68.7%）が多く、逆に、文化部顧問は「女性」（68.9%）が多くなっている。

年齢構成

年齢構成をみると、「30代」（28.5%）、「40代」（26.7%）、「50代」（24.8%）が 2 割台を占めている。平均年齢は 41.9 歳で、2021 年（41.7 歳）と大きな違いはない。

性別にみると、男性が 40.7 歳、女性が 42.9 歳である。

学校種別では高等学校が 47.7 歳で最も高く、ついで特別支援学校の 45.5 歳となっている。小学校と中学校はそれぞれ 41.2 歳、41.8 歳である（第 1 表）

第 1 表 性別構成と年齢構成

	性別構成				年齢構成							件数	
	男性	女性	どちらでもない	答えたくない	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	中央値・歳		平均値・歳
2023年計	44.6	54.1	0.2	1.1	16.1	28.5	26.7	24.8	3.9	42.0	41.9	5809	
（2022年計）	44.0	54.7	0.2	1.1	19.1	26.3	24.6	25.6	4.4	41.8	41.7	9702	
（2021年計）	46.0	52.8	0.2	1.0	15.9	24.1	26.9	29.5	3.5	43.7	42.8	7014	
（2020年計）	53.3	45.7		0.9	11.2	24.0	30.1	30.9	3.9	44.9	44.0	3990	
（2019年計）	46.5	53.5			20.5	26.6	26.2	24.6	2.1	40.5	41.3	9080	
（2018年計）	44.0	56.0			18.7	23.1	28.0	28.1	2.1	43.5	42.4	11125	
性別	男性	100.0	15.1	36.5	26.2	17.7	4.5	39.6	40.7	2592
	女性	...	100.0	16.8	22.1	27.2	30.4	3.4	44.1	42.9	3140
学校種別	小学校	39.4	59.3	0.2	1.0	17.2	29.7	27.2	22.7	3.1	41.1	41.2	3814
	中学校	55.9	42.6	0.1	1.4	15.8	29.8	25.7	25.1	3.6	41.7	41.8	1356
	高等学校	59.6	39.0	0.6	0.8	10.1	12.6	24.7	41.3	11.2	50.6	47.7	356
	特別支援学校	41.8	57.1	...	1.2	8.8	22.9	27.1	34.1	7.1	46.7	45.5	170
部活動の顧問別	運動部の顧問	68.7	30.1	0.2	1.0	17.1	30.6	26.2	21.9	4.2	40.9	41.3	1254
	文化部の顧問	29.7	68.9	0.2	1.1	9.7	19.6	26.6	37.2	7.0	47.8	45.9	444
	顧問はしていない	40.7	58.5	...	0.9	13.4	28.4	28.5	26.0	3.7	42.9	42.6	1175
	学校に部活動は設定されていない	38.2	60.3	0.3	1.3	17.7	29.0	26.2	23.7	3.4	41.2	41.3	2936

(2) 勤務先の学校種、勤務先の行政区分

勤務先の学校種

勤務先の学校種では、「小学校」が65.7%で最も多く、2022年(63.7%)とほぼ同程度である。また、「中学校」は23.3%で2割を上回っている。一方、「高等学校」と「特別支援学校」は1割を下回り、それぞれ6.1%、2.9%となっている。

この他の「幼稚園」、「小中一貫校」、「義務教育学校」、「中等教育学校」はいずれも1%前後である。

性別では、女性は「小学校」が多く、女性全体の72.1%となっており、男性は男性全体の58.0%である。逆に、男性は「中学校」(29.2%、女性18.4%)が多い。

勤務先の行政区分

勤務先の行政区分では約9割が「市町村立」(90.2%)で、「都道府県立」は8.9%である。

学校種別にみると、小学校、中学校は「市町村立」が圧倒的多数を占めている。これに対し、高等学校の約9割が「都道府県立」である(第2表)。

第2表 勤務先の学校種と行政区分

	勤務先の学校種									勤務先の行政区分				件数	
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小中一貫校	義務教育学校	中等教育学校	その他	市町村立	都道府県立	私立	独立行政法人(大)		
2023年計	0.3	65.7	23.3	6.1	2.9	0.2	1.3	0.1	0.1	90.2	8.9	0.1	0.9	5809	
(2022年計)	0.5	63.7	23.8	7.8	3.1	0.2	0.7	0.0	0.1	87.7	12.3	9702	
(2021年計)	0.3	65.5	24.9	5.0	3.2	0.2	0.7	0.0	0.1	90.8	9.2	...	0.0	7014	
(2020年計)	0.3	54.9	26.0	13.5	4.7				0.6					3990	
(2019年計)	0.2	65.9	24.0	7.1	2.4				0.4					9080	
(2018年計)	0.2	64.3	26.4	6.0	2.7				0.4					11125	
性別	男性	0.1	58.0	29.2	8.2	2.7	0.1	1.4	0.1	0.2	88.0	10.8	0.2	1.0	2592
	女性	0.4	72.1	18.4	4.4	3.1	0.2	1.3	0.1	0.1	92.0	7.3	...	0.7	3140
学校種別	小学校	...	100.0	97.6	1.9	...	0.5	3814	
	中学校	100.0	97.3	2.4	0.1	0.2	1356	
	高等学校	100.0	9.0	89.9	1.1	...	356	
	特別支援学校	100.0	33.5	49.4	...	17.1	170	
部活動の顧問別	運動部の顧問	...	6.7	73.9	15.6	0.3	0.2	3.1	0.2	...	82.9	16.6	0.3	0.2	1254
	文化部の顧問	...	13.3	50.7	31.1	1.4	0.5	2.9	0.2	...	68.9	30.6	0.2	0.2	444
	顧問はしていない	0.4	72.6	17.2	1.7	5.4	0.3	2.0	0.1	0.3	91.5	7.3	...	1.2	1175
	学校に部活動は設定されていない	0.4	96.0	0.1	0.1	3.3	0.0	0.0	...	0.1	95.9	3.0	...	1.1	2936

(3) 勤務先の教員・職員、採用形態

教員・職員構成

教員・職員構成では、「教員(教諭・講師)」が88.2%を占め、「教員(教諭・講師)」以外はいずれも10%未満である(「養護教員」5.3%、「事務職員」4.4%、「栄養教員」1.1%、「実習教員」0.4%、「学校栄養職員」0.1%、「現業職員」0.2%、「寄宿舍教員」0.1%、「学校司書」0.1%)

採用形態

採用形態では「正規教職員」が94.0%で、「臨時的任用教職員」が3.2%、「再任用教職員」が2.6%、「会計年度任用教職員」が0.2%となっている。

こうした勤務先の教員・職員、採用形態の構成は、2018年以降変化はみられない(第3表)

第3表 勤務先の教員・職員、採用形態

	教員・職員										採用形態				件数	
	教員	養護教員	栄養教員	学校栄養職員	事務職員	現業職員	実習教員	寄宿舍教員	学校司書	その他	正規教職員	臨時的任用教職員	会計年度任用教職員	再任用教職員		
2023年計	88.2	5.3	1.1	0.1	4.4	0.2	0.4	0.1	0.1	0.2	94.0	3.2	0.2	2.6	5809	
(2022年計)	86.5	5.2	1.2	0.3	5.6	0.2	0.5	0.1	0.1	0.3	93.5	3.6	0.2	2.6	9702	
(2021年計)	85.0	4.4	1.7	0.2	7.4	0.1	0.4	0.3	0.1	0.4	94.6	2.8	0.3	2.3	7014	
(2020年計)	82.2	5.2	1.3		9.8	0.1	0.8	0.4		0.4	94.2	2.7	0.8	2.2	3990	
(2019年計)	87.7	5.2	0.9		5.0	0.1	0.3	0.1		0.6	91.9	6.4	0.4	1.2	9080	
(2018年計)	87.1	5.3	1.0		5.5	0.1	0.3	0.3		0.4	93.7	4.8	0.4	1.0	11125	
性別	男性	94.8	0.0	0.0	...	3.9	0.3	0.5	0.1	0.1	93.7	2.9	0.3	3.2	2592	
	女性	82.9	9.5	1.9	0.2	4.9	0.1	0.3	0.0	0.1	94.2	3.5	0.2	2.1	3140	
学校種別	小学校	88.8	5.4	1.2	0.1	4.3	0.0	...	95.2	2.8	0.2	1.8	3814	
	中学校	86.8	5.4	1.0	...	6.5	0.3	93.8	3.2	0.2	2.8	1356	
	高等学校	88.2	3.1	1.4	5.9	...	1.4	...	84.8	5.1	0.6	9.6	356
	特別支援学校	90.0	3.5	1.2	...	0.6	2.9	0.6	1.2	87.6	7.6	...	4.7	170
部活動の顧問別	運動部の顧問	97.5	1.0	0.1	...	0.2	...	1.0	93.4	3.1	0.2	3.3	1254	
	文化部の顧問	93.7	3.8	0.5	...	0.2	...	1.6	90.8	3.4	0.2	5.6	444	
	顧問はしていない	71.2	12.1	2.4	0.1	13.0	0.5	...	0.2	0.4	93.0	3.7	0.3	2.9	1175	
	学校に部活動は設定されていない	90.2	4.7	1.1	0.1	3.5	0.1	0.1	0.1	...	95.2	3.0	0.2	1.7	2936	

(4) 学級担任(教員)

教員における学級担任についてみると、「担任をしている」が72.1%、「担任をしていない」は27.9%である。

性別では、「担任をしている」女性は76.7%で、男性の67.4%を上回っている。

学校種別では、「担任をしている」は小学校(80.6%)が最も多く、これに特別支援学校(68.6%)と中学校(57.1%)が続いている。これに対し、高等学校(37.9%)は4割弱である。

採用形態別にみると、「担任をしている」教職員の割合は、正規教職員では73.0%、臨時的任用教職員では69.1%で7割前後を占めている。これに対し、再任用教職員は44.8%である。なお、回答件数が10件の会計年度任用教職員では、「担任をしている」教職員の割合は、60.0%である(第4表)。

第4表 学級担任(教員)

		担任 をして いる	担任 をして いない	件 数
2023年計		72.1	27.9	5123
(2022年計)		74.0	26.0	8392
(2021年計)		71.5	28.5	5964
(2020年計)		63.0	37.0	3278
(2019年計)		72.5	27.5	7966
(2018年計)		74.3	25.7	9693
性別	男性	67.4	32.6	2458
	女性	76.7	23.3	2603
学校 種別	小学校	80.6	19.4	3388
	中学校	57.1	42.9	1177
	高等学校	37.9	62.1	314
	特別支援学校	68.6	31.4	153
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	58.6	41.4	1223
	文化部の顧問	51.2	48.8	416
	顧問はしていない	72.9	27.1	837
	学校に部活動は設定されていない	81.4	18.6	2647
採 用 形 態 別	正規教職員	73.0	27.0	4826
	臨時的任用教職員	69.1	30.9	152
	会計年度任用教職員	60.0	40.0	10
	再任用教職員	44.8	55.2	134

(5) 部活動の顧問

部活動の顧問では、「学校に部活動は設定されていない」という教職員は50.5%で、この結果、約半数の教職員が部活動のある学校に勤務している。うち「運動部の顧問」は21.6%、「文化部の顧問」は7.6%で、「顧問はしていない」は20.2%である。このため<顧問をしている>教職員の割合は29.2%となっている。

こうした傾向は2021年以降共通している。

この結果を部活動が設置されている学校(49.5%)に限定して再集計してみると、教職員の6割近くが顧問をしている結果となっている(29.2%÷49.5%=59.0%)。

性別で見ると、男性は女性と比べ<顧問をしている>人が多く、女性の21.8%に対し38.3%と男性全体の4割近い。また、男性は「運動部の顧問」(33.2%)が「文化部の顧問」(5.1%)を大きく上回るが、女性の「運動部の顧問」は12.0%にとどまっている(「文化部の顧問」9.7%)。

学校種別にみると、<顧問をしている>教職員は高等学校(93.8%)と中学校(85.0%)が多い。同時に、両学校種では「文化部の顧問」よりも「運動部の顧問」の多い点が特徴で、特に中学校で顕著である(「運動部の顧問」68.4%)。なお、小学校で<顧問をしている>教職員は3.7%である。

また採用形態別では、<顧問をしている>教職員は、再任用教職員が44.7%で多く、臨時的任用教職員(29.3%)を上回っている。これに対し、正規教職員は28.8%である。また、会計年度任用教職員は23.1%となっている(第5表)。

第5表 部活動の顧問

		運動部の顧問	文化部の顧問	顧問はしていない	定学校に部活動は設定されていない	*顧問をしている	件数
2023年計		21.6	7.6	20.2	50.5	29.2	5809
(2022年計)		22.6	7.7	21.6	48.1	30.3	9702
(2021年計)		22.1	6.3	24.3	47.4	28.3	7014
(2020年計)		29.1	8.2	22.6	40.1	37.3	3990
(2019年計)		23.4	7.3	16.2	53.0	30.7	9080
(2018年計)		26.8	8.7	17.2	47.2	35.6	11125
性別	男性	33.2	5.1	18.4	43.2	38.3	2592
	女性	12.0	9.7	21.9	56.4	21.8	3140
学校種別	小学校	2.2	1.5	22.4	73.9	3.7	3814
	中学校	68.4	16.6	14.9	0.1	85.0	1356
	高等学校	55.1	38.8	5.6	0.6	93.8	356
	特別支援学校	2.4	3.5	37.1	57.1	5.9	170
採用形態別	正規教職員	21.4	7.4	20.0	51.2	28.8	5461
	臨時的任用教職員	21.2	8.2	23.4	47.3	29.3	184
	会計年度任用教職員	15.4	7.7	30.8	46.2	23.1	13
	再任用教職員	28.0	16.7	22.7	32.7	44.7	150

第 1 章 教員の労働時間の実態

本章では、教員の労働時間を 2023 年の 1 学期における通常の 1 週間を対象に、在校等時間と、持ち帰り業務といえる自宅での仕事時間を、勤務日（月～金）と週休日（土・日）のそれぞれについて質問した。

1. 教員の労働時間

(1) 勤務日における 1 日の労働時間

在校等時間

- ・ ほぼ全教員が時間外労働に従事、4 時間以上時間外労働に従事する人が 3 割強
- ・ 在校等時間は 10 時間 40 分で、2022 年（10 時間 35 分）と比べ 5 分増加し、
2021 年（10 時間 39 分）とほぼ同じ時間数
- ・ 時間外労働の平均は 2 時間 55 分（所定労働時間比）
- ・ 在校等時間の最も長い学校種は部活動顧問の多い中学校（平均 11 時間 3 分）と
運動部顧問（10 時間 59 分）

教員について勤務日（月曜日から金曜日）における休憩時間を除いた在校等時間を 1 日平均でみると、法定労働時間の範囲である「8 時間未満」は 2.2%にとどまり、ほぼ全教員が時間外労働に従事する実態となっている（97.8%）。特に、1 日 4 時間以上の時間外労働にあたる <12 時間以上>勤務する人は 31.3%と 3 割強を占めている（第 1 - 1 表）。

在校等時間を平均でみると 10 時間 40 分に達している。1 日の所定労働時間（7 時 45 分）及び法定労働時間（8 時間）と比べると、所定労働時間を 2 時間 55 分、法定労働時間を 2 時間 40 分上回る長さである。月 20 日で換算するとすでに月 45 時間の上限を超える実態になっている。

第 1 - 1 表 教員の勤務日（月～金）における在校等時間（1 日平均）

	8 時間未満	8 時間以上	9 時間以上	10 時間以上	11 時間以上	12 時間以上	13 時間以上	14 時間以上	15 時間以上	件数	た*人の比率 時間外労働をし	務*12人の比率 時間以上勤務	平均値・時間・分
2023年計（7～8月）	2.2	5.5	12.1	24.8	24.1	20.6	7.5	2.5	0.7	4886	97.8	31.3	10:40
2022年計（9月）	3.2	8.4	20.0	26.3	23.2	13.7	3.6	1.3	0.4	7823	96.8	18.9	10:35
2021年計（7～8月）	4.0	8.3	18.3	25.1	24.1	13.6	4.7	1.5	0.4	5446	96.0	20.1	10:39
2020年計（9月）	4.4	8.8	17.0	24.8	20.3	17.0	4.6	2.1	1.0	2940	95.6	24.8	10:27
2019年計（7～8月）	2.7	5.6	11.8	23.3	18.7	22.6	10.3	3.9	1.1	7629	97.3	37.8	10:59
2018年計（7～8月）	2.5	4.9	10.8	22.4	19.9	22.4	10.2	4.9	2.0	9410	97.5	39.5	11:07

2022年の在校等時間（10時間35分）は2021年（10時間39分）と比べ4分短くなっていたが、今回の2023年は2021年とほぼ同水準の10時間40分である。このため5年前の2018年（11時間7分）と比べると、年平均で約5分程度の短縮にとどまっている。

このように在校等時間の推移からみて、長時間労働が続く傾向に目立った変化はみられないことは明らかである。

学校種別にみても、ほとんどの人が時間外労働を行っている点で違いはない。＜12時間以上＞の比率でみると、部活動顧問の多い中学校で32.1%と3割強を占めている。これとは対照的に、中学校同様に部活動顧問の多い高等学校では5.8%にとどまる。

また、小学校も＜12時間以上＞の人が20.2%と2割強を占めている。なお、特別支援学校は10.6%である（第1-2表）。

これを平均在校等時間でみると、中学校が11時間を上回る11時間3分に達し最も長い。これに小学校が10時間37分、特別支援学校が10時間10分で続いている。一方、高等学校は10時間を下回るものの10時間に近い9時間45分となっている。

第1-2表 教員の勤務日（月～金）における在校等時間（1日平均）

		8時間未満	8時間以上	9時間以上	10時間以上	11時間以上	12時間以上	13時間以上	14時間以上	15時間以上	16時間以上	17時間以上	18時間以上	19時間以上	20時間以上	件数	た*人の時間外労働をし	務*した12時間の比率	平均値・時間・分
2023年計		2.2	5.5	12.1	24.8	24.1	20.6	7.5	2.5	0.7	4886	97.8	31.3	10:40					
学校種別	小学校	3.6	7.6	19.0	27.2	22.5	13.8	5.1	1.0	0.3	3193	96.4	20.2	10:37					
	中学校	3.3	5.9	13.4	19.8	25.5	19.5	8.8	3.3	0.4	1146	96.7	32.1	11:03					
	高等学校	7.4	19.9	24.7	27.6	14.7	5.4	0.3	312	92.6	5.8	9:45					
	特別支援学校	4.2	16.2	29.6	23.9	15.5	4.9	2.1	2.8	0.7	142	95.8	10.6	10:10					
部活動の顧問別	運動部の顧問	3.0	7.2	13.2	21.9	24.4	18.7	8.3	2.8	0.6	1139	97.0	30.4	10:59					
	文化部の顧問	4.3	9.0	19.3	23.6	23.4	12.1	6.5	1.5	0.3	398	95.7	20.4	10:37					
	顧問はしていない	5.7	10.3	21.6	23.7	20.7	12.7	3.9	1.0	0.2	873	94.3	17.9	10:24					
	学校に部活動は設定されていない	3.4	7.8	19.3	27.8	22.1	13.3	4.8	1.1	0.3	2476	96.6	19.6	10:37					

学校種の結果を2022年と比べると、在校等時間は中学校と高等学校ではほとんど変化はなく、前者で3分減、後者で1分増となっている（第1-3表）。

これに対し、小学校は6分増加し（10時間31分 10時間37分）、特別支援学校では18分増加している（9時間52分 10時間10分）。

在校等時間の長短は部活動顧問をしているかどうかによっても左右される。在校等時間<12時間以上>の比率をみると、運動部顧問が最も多く、30.4%で3割を占めている。これに対し文化部顧問は20.4%で2割、顧問をしていない教員（17.9%）や学校に部活動のない教員（19.6%）は2割弱となっている。

これを在校等時間でみると、<12時間以上>の多い運動部顧問が10時間59分で最も長く、2022年（10時間57分）と比べほとんど変化はない。一方、文化部顧問の在校等時間は長くなっており、2022年の10時間27分と比べ10分長い10時間37分である。

これに対し、学校に部活動のない教員（10時間37分）の在校等時間は文化部顧問と同じ長さで、いずれも運動部顧問を下回っている。

なお、顧問をしていない教員（10時間24分）の在校等時間は2022年（10時間23分）とほぼ同程度である。

第1-3表 教員の勤務日（月～金）における在校等時間（1日平均 時間：分）

	2023年計			2022年計			2021年計			2020年計			2019年計			2018年計			
	た* 人の 間 比 外 率 を し	務* した 2 人 の 間 比 率 上 勤	平 均 値 ・ 時 間 ・ 分																
教員計	97.8	31.3	10:40	96.8	18.9	10:35	96.0	20.1	10:39	95.6	24.8	10:27	95.0	37.8	10:59	93.0	39.5	11:07	
学校種別	小学校	96.4	20.2	10:37	97.1	16.5	10:31	95.7	16.7	10:32	95.8	24.1	10:28	96.5	36.5	10:56	95.0	37.7	11:02
	中学校	96.7	32.1	11:03	98.3	31.9	11:06	97.8	34.7	11:14	96.6	37.4	10:57	89.9	51.5	11:30	86.4	53.1	11:39
	高等学校	92.6	5.8	9:45	90.9	6.1	9:44	94.1	4.9	9:58	93.5	14.5	9:59	98.1	15.3	10:04	99.5	16.3	10:14
	特別支援学校	95.8	10.6	10:10	94.5	3.8	9:52	90.4	3.6	9:38	95.9	2.8	9:25	96.8	11.2	9:55	99.6	5.0	9:42
部活動の顧問別	運動部の顧問	97.0	30.4	10:59	97.2	29.3	10:57	98.0	33.0	11:12	96.1	34.5	10:50	90.1	49.1	11:23	86.6	52.7	11:37
	文化部の顧問	95.7	20.4	10:37	95.7	17.7	10:27	95.9	22.8	10:41	96.7	23.9	10:29	95.3	33.3	10:52	93.2	41.4	11:11
	顧問はしていない	94.3	17.9	10:24	96.6	15.5	10:23	94.4	14.9	10:20	92.4	21.4	10:11	96.9	30.9	10:39	97.2	30.4	10:38
	学校に部活動は設定されていない	96.6	19.6	10:37	96.9	15.2	10:29	95.6	15.2	10:29	96.4	18.5	10:16	96.8	34.9	10:53	95.7	33.9	10:56

自宅での仕事時間

- ・勤務日に自宅で仕事する人が3分の2、
平均仕事時間は2021年、2022年とほとんど変わらない44分
- ・在校等時間と自宅仕事時間とを合わせた勤務日の1日の平均労働時間は11時間24分、
2021年と同水準

勤務日(月曜日から金曜日)における自宅での仕事時間を1日平均でみると、自宅で仕事をしない「0時間」の人は36.3%で、2022年(36.1%)、2021年(35.8%)と比べ変化はない(第1-4表)。

これに対し、勤務日に自宅で仕事をする人は63.7%に達しており、3分の2の人が持ち帰り業務をしている実態となっている。2018年以降の結果をみても、勤務日に自宅で仕事をする人が約3分の2を占める傾向に改善の兆しはみられない

こうした自宅での仕事時間を分布でみると、「1時間以上」が29.7%で最も多く、これについて「1時間未満」が21.2%となっている。これに対し、2時間を上回る人は1割強と少なく、その大部分は「2時間以上」(9.8%)で、「3時間以上」(2.0%)、「4時間以上」(1.0%)はいずれも少数である。

この結果、自宅での仕事時間は平均44分で、2018年(51分)と比べ7分短縮したものの、2021年(45分)以降ほとんど減少していない。

勤務日における在校等時間が5分増加する中、自宅での仕事時間も短縮していない実態となっている。

第1-4表 教員の勤務日(月～金)における自宅での仕事時間(1日平均)

	0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	件数	行* つ* た* 自* 宅* で* 人* の* 比* 率* を*	平均値・ 時間・ 分
2023年計	36.3	21.2	29.7	9.8	2.0	1.0	4886	63.7	0:44
(2022年計)	36.1	20.4	30.3	9.8	2.2	1.2	7823	63.9	0:45
(2021年計)	35.8	20.2	30.8	10.0	2.1	1.2	5446	64.2	0:45
(2020年計)	39.4	20.3	28.5	8.6	2.1	1.2	2940	60.6	0:42
(2019年計)	32.5	18.5	32.3	12.7	2.8	1.1	7629	67.5	0:51
(2018年計)	31.6	19.8	32.6	12.0	2.7	1.3	9410	68.4	0:51

こうした自宅での仕事時間（44分）と在校等時間（10時間40分）を合わせると、勤務日における教員の労働時間数は11時間24分となっている。2022年（11時間20分）と比べると、在校等時間の増加を反映して4分増加している。5年前の2018年（11時間58分）から34分短縮したものの、労働時間数は2021年（11時間24分）の水準に戻る結果となっている。

このように勤務日の労働時間の減少はすすんでおらず、依然として11時間を上回る時間数となっている。

これを学校種別にみても、いずれの区分でも自宅で仕事をしている人が5～6割を占めている。特に、小学校では66.8%と7割近い。また、中学校で59.2%、高等学校で56.1%、特別支援学校で52.1%といずれも5割を上回っている。在校等時間内で仕事を処理しきれずに、自宅に持ち帰らざるを得ない状況が続いているといえるだろう（第1-5表）。

第1-5表 教員の勤務日（月～金）における自宅での仕事時間（1日平均）

		0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	件数	行* つ た 自 宅 で の 仕 事 率 を	平均 値 ・ 時 間 ・ 分
2023年計		36.3	21.2	29.7	9.8	2.0	1.0	4886	63.7	0:44
学校種別	小学校	33.2	22.1	32.3	9.3	2.2	0.9	3193	66.8	0:45
	中学校	40.8	19.0	25.6	11.3	2.2	1.0	1146	59.2	0:43
	高等学校	43.9	20.2	25.3	8.7	0.3	1.6	312	56.1	0:38
	特別支援学校	47.9	24.6	19.7	6.3	0.7	0.7	142	52.1	0:31
部活動の顧問別	運動部の顧問	42.1	18.7	25.3	11.0	1.8	1.2	1139	57.9	0:42
	文化部の顧問	34.4	22.9	28.6	11.1	1.3	1.8	398	65.6	0:46
	顧問はしていない	38.0	18.2	30.5	9.9	2.5	0.9	873	62.0	0:44
	学校に部活動は設定されていない	33.4	23.1	31.6	9.0	2.1	0.8	2476	66.6	0:45

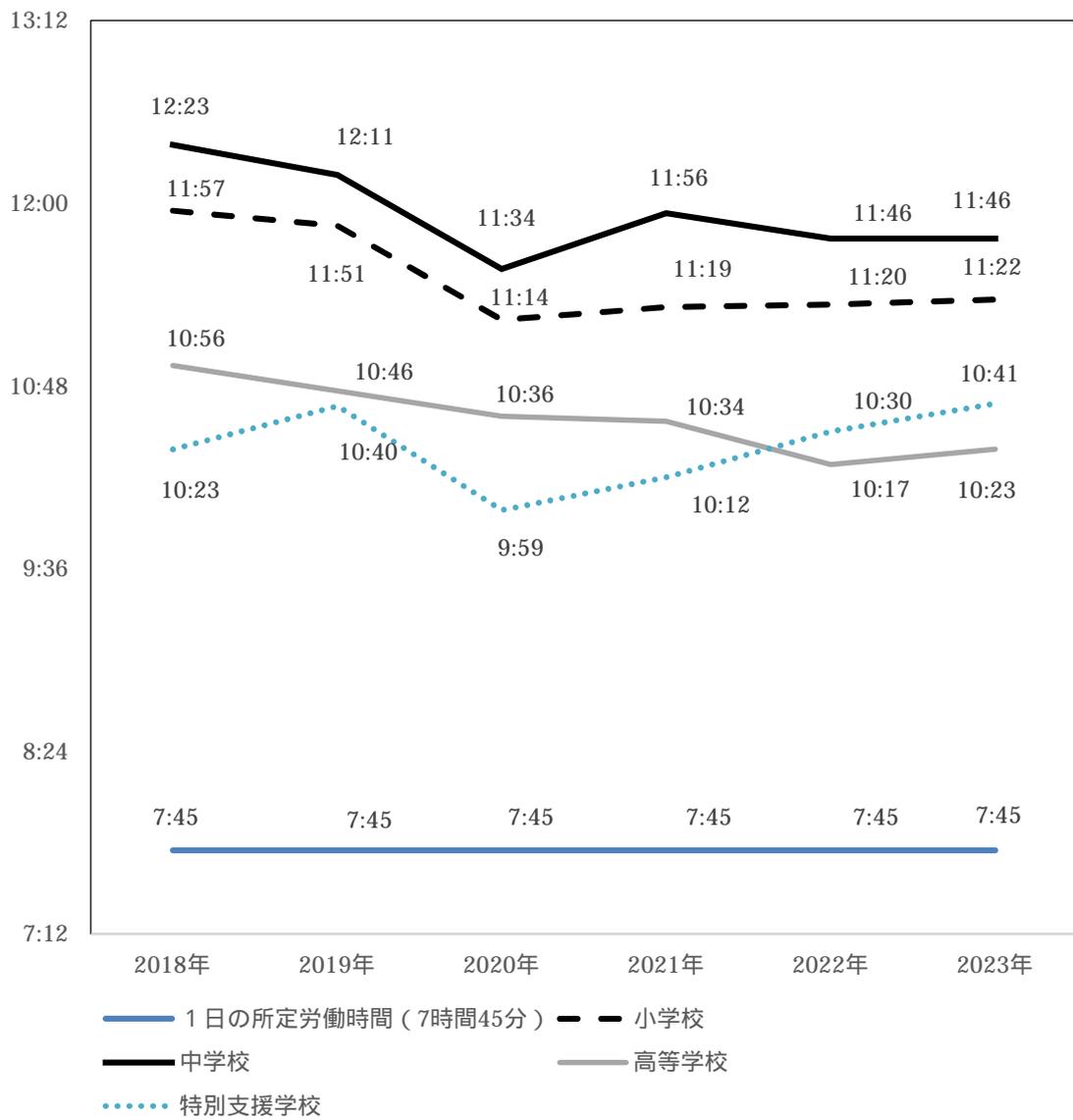
これを平均仕事時間数で見ると、自宅で仕事をしている人が多い小学校が45分で最も長く、ついで、中学校の43分となっている。これに対し、高等学校は38分、特別支援学校は31分となっている。こうした学校種別の自宅仕事時間は2022年と比べ数分程度の増減にとどまっている（第1-6表）。

なお、部活動の顧問別にみても勤務日に自宅で仕事をしている人の割合に違いはみられず、平均仕事時間も40分台である。

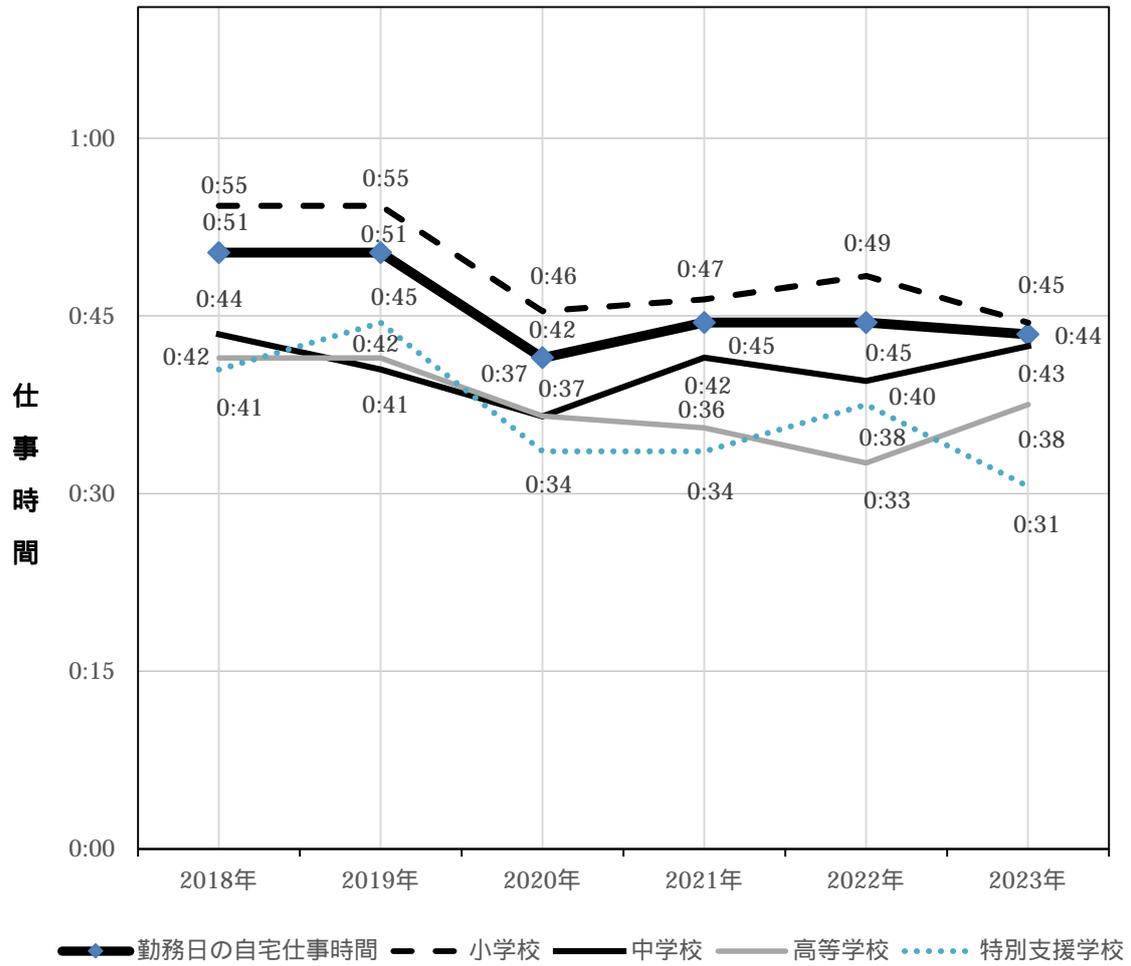
第1-6表 教員の勤務日（月～金）における自宅での仕事時間（1日平均 時間・分）

		2023年計		2022年計		2021年計		2020年計		2019年計		2018年計	
		行* つ た 人 の 比 率 を	平 均 値 ・ 時 間 ・ 分										
教員計		63.7	0:44	63.9	0:45	64.2	0:45	60.6	0:42	67.5	0:51	68.4	0:51
学 校 種 別	小学校	66.8	0:45	67.8	0:49	67.3	0:47	66.7	0:46	72.8	0:55	72.6	0:55
	中学校	59.2	0:43	57.5	0:40	58.3	0:42	53.4	0:37	58.1	0:41	61.9	0:44
	高等学校	56.1	0:38	53.0	0:33	54.5	0:36	52.6	0:37	54.0	0:42	58.4	0:42
	特別支援学校	52.1	0:31	59.2	0:38	60.8	0:34	53.1	0:34	56.9	0:45	60.2	0:41
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	57.9	0:42	57.5	0:39	59.0	0:42	53.7	0:37	59.5	0:43	62.5	0:46
	文化部の顧問	65.6	0:46	58.5	0:42	63.2	0:43	59.2	0:45	61.5	0:47	67.6	0:49
	顧問はしていない	62.0	0:44	62.9	0:47	63.1	0:46	58.3	0:40	68.0	0:53	67.4	0:50
	学校に部活動は設定されていない	66.6	0:45	68.5	0:48	67.6	0:46	67.5	0:46	71.9	0:54	72.5	0:54

資料図1 学校種別にみた教員の勤務日（月～金）における労働時間（1日平均 時間：分）
 （在校等時間と自宅仕事時間の小計）



資料図2 学校種別にみた教員の勤務日（月～金）における自宅仕事時間（1日平均 時間：分）



(2) 週休日における1日平均の労働時間

在校等時間

<ul style="list-style-type: none"> ・週休日に出勤する人が半数(50.9%) 際立って多い中学校(82.0%)と運動部顧問(87.0%) ・減少しない在校等時間(1時間42分) 特に長い中学校(3時間21分)と運動部顧問(3時間33分)

次に、週休日(土曜日、日曜日)における在校等時間をみると(1日平均) 週休日に規定通りに休めている「0時間」は49.1%にとどまり、<週休日に出勤した>人が50.9%と半数を占めている(第1-7表)。

こうした<週休日に出勤した>人は2018年(61.5%)と比べ減少しているものの、2020年以降止り、5割前後を推移している。

1日の在校等時間を平均値で見ると、平均1時間42分である。2時間を上回った2018年(2時間10分)と比べ28分短くなったものの、2021年(1時間41分)以降ほとんど減少していない。逆に、2022年(1時間40分)との対比では2分増加している。

この結果、週休日(土曜日、日曜日)の在校等時間は、勤務日と同様に増加している。

第1-7表 教員の週休日(土・日)における在校等時間(1日平均)

	0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上	件数	勤務週休した人の学比率で*	平均値・時間・分
2023年計	49.1	3.5	6.9	8.5	9.2	11.1	6.1	3.1	0.6	2.0	4886	50.9	1:42
(2022年計)	50.9	3.1	6.4	8.4	8.4	11.0	5.7	3.2	0.7	2.0	7823	49.1	1:40
(2021年計)	48.2	3.0	7.4	10.1	9.9	10.5	5.8	2.7	0.8	1.6	5446	51.8	1:41
(2020年計)	47.1	3.0	6.6	10.1	10.2	11.9	6.1	2.4	0.6	2.1	2940	52.9	1:46
(2019年計)	43.3	3.4	7.1	10.6	9.4	12.3	5.7	4.2	0.8	3.2	7629	56.7	1:58
(2018年計)	38.5	4.2	7.9	10.3	9.2	13.0	7.5	4.9	1.1	3.5	9410	61.5	2:10

これを学校種別にみると、週休日に出勤している人が最も多い学校種は中学校で、82.0%と唯一 8 割を上回っている。教職員の 7 割弱が運動部顧問になっている中学校では通常の週休日に出勤することが当たり前のようになっているといえるだろう（第 1 - 8 表）

また、中学校について出勤している人が多い高等学校（63.1%）は、6 割強の人が出勤している。中学校同様に運動部顧問が過半数を占める点を反映している。

また、小学校でも 39.8%で 4 割近い。なお、特別支援学校は 21.8%で 2 割程度である。これを平均在校等時間でみると、中学校が 3 時間 21 分で最も長い。

同様の理由により中学校について多い学校種が高等学校で、2 時間 23 分と 2 時間を上回っている。しかし、部活動がほとんどない小学校でも、平均 1 時間 5 分出勤する実態となっている（特別支援学校は 34 分）。小学校で週休日の在校等時間が長い理由は自由記入意見に、次のようにあげられていた。

- ・業務が減らないのに超勤はすると言われても、持ち帰りや休日出勤するしかなくなる。
- ・勤務時間だけ制限しても人を増やすか仕事が減らない限り、無申告の休日出勤が増えるだけだ。
- ・早く帰るように、と言われても、仕事量が減らないので、休日出勤せざるをえない。
- ・管理職の意識が低い。校長自身も遅くまで残り休日勤務も多い。児童の下校後から勤務終了時刻までの時間を考えて打ち合わせ等をするべきだ。
- ・教材研究も成績処理も放課後や土日にせざるを得ない。
- ・平日はなかなか仕事ができないから土日にこっそり学校に来て済ませる。
- ・授業準備は夜 8 時からが当たり前で、土日も学校または家で教材作りをしている。

第 1 - 8 表 教員の週休日（土・日）における在校等時間（1日平均）

		0 時間	1 時間未満	1 時間以上	2 時間以上	3 時間以上	4 時間以上	5 時間以上	6 時間以上	7 時間以上	8 時間以上	件数	勤 * 務週休した日 に人の学比率で	平均値・時間・分
2023年計		49.1	3.5	6.9	8.5	9.2	11.1	6.1	3.1	0.6	2.0	4886	50.9	1:42
学校種別	小学校	60.2	4.3	8.4	8.7	7.0	5.0	3.4	1.7	0.2	1.0	3193	39.8	1:05
	中学校	18.0	1.3	3.4	9.2	15.0	27.1	13.4	7.3	1.8	3.5	1146	82.0	3:21
	高等学校	36.9	2.6	6.7	7.4	13.1	17.3	6.7	2.9	0.3	6.1	312	63.1	2:23
	特別支援学校	78.2	4.9	3.5	4.9	2.1	2.1	2.8	1.4	142	21.8	0:34
部活動の顧問別	運動部の顧問	13.0	1.3	4.2	9.9	16.2	29.1	13.3	6.5	1.6	4.8	1139	87.0	3:33
	文化部の顧問	43.5	3.3	6.0	7.3	10.3	13.1	8.0	5.5	1.0	2.0	398	56.5	2:04
	顧問はしていない	61.6	4.2	7.4	9.3	6.1	4.8	3.2	1.6	0.2	1.5	873	38.4	1:03
	学校に部活動は設定されていない	62.2	4.2	8.1	7.8	6.8	4.7	3.4	1.7	0.1	0.9	2476	37.8	1:01

これを2022年と比べると、最も在校等時間の長かった中学校は2022年（3時間35分）から14分短くなっている。逆に、小学校では10分増加し、1時間を上回っている（第1-9表）。

これを部活動の顧問別にみると、＜週休日出勤した＞人は運動部顧問で87.0%に達している。運動部顧問の場合、ほぼ全員が週休日出勤する実態となっている。同様の傾向は文化部顧問でもみられ、週休日出勤している人は56.5%で過半数を占めている。こうした特徴は2018年以降、運動部、文化部顧問の双方に共通している。

これを平均在校等時間でみると、運動部顧問が3時間33分で最も長い。2022年（3時間42分）と比べ9分短くなった。

一方、文化部顧問は2時間4分で、2022年（2時間16分）と比べ12分短い。

これに対し、顧問をしていない教職員や学校に部活動のない教職員では、週休日出勤している人は4割を下回っている。在校等時間も運動部顧問、文化部顧問と比べ大幅に短く約1時間である（顧問をしていない教員：1時間3分、学校に部活動のない教員：1時間1分）。

この結果、部活動顧問の場合、働き方改革による目立った時間短縮はみられないことが明らかである。週休日の在校等時間の短縮をすすめるためには、週休日の部活動を見直す必要があるといえるだろう。

第1-9表 教員の週休日（土・日）における在校等時間（1日平均 時間：分）

		2023年計		2022年計		2021年計		2020年計		2019年計		2018年計	
		勤*務週し休日 した日に 人の学 比率で	平均 値・ 時間 ・分										
教員計		50.9	1:42	49.1	1:40	51.8	1:41	52.9	1:46	56.7	1:58	61.5	2:10
学校 種別	小学校	39.8	1:05	35.2	0:55	39.5	1:00	40.2	1:02	46.2	1:15	51.7	1:25
	中学校	82.0	3:21	84.9	3:35	84.9	3:27	83.3	3:08	85.4	3:45	86.3	3:57
	高等学校	63.1	2:23	64.8	2:31	65.0	2:19	65.9	2:43	70.7	3:01	72.7	3:02
	特別支援学校	21.8	0:34	18.9	0:26	21.7	0:33	4.8	0:06	20.7	0:36	22.0	0:26
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	87.0	3:33	88.3	3:42	87.1	3:30	83.6	3:18	89.8	3:57	87.9	3:57
	文化部の顧問	56.5	2:04	59.9	2:16	63.5	2:12	59.9	2:03	60.5	2:21	66.6	2:33
	顧問はしていない	38.4	1:03	33.0	0:51	39.7	1:02	31.6	0:49	40.4	1:06	45.9	1:15
	学校に部活動は設定されていない	37.8	1:01	33.5	0:51	36.8	0:55	35.4	0:52	44.7	1:12	49.1	1:18

自宅での仕事時間

- ・ 6割強の人が週休日に自宅で仕事（62.9％）
 - ・ 減少しない自宅仕事時間（1時間13分）
 - ・ 自宅で仕事をしている人の最も多い学校種が小学校（66.2％）で、
- 平均自宅仕事時間は1時間16分

週休日における自宅での仕事時間をみると、週休日は自宅で仕事をしない人（「0時間」）は37.1％で、2022年（34.6％）と比べやや増加したものの、大きな変化はみられない。この結果、週休日に自宅で仕事をしている人は62.9％と6割強を占めている。2018年（65.1％）以降、6割前後で目立った変化はなく、依然として週休日に自宅で仕事をする人が多い実態となっている（第1-10表）。

自宅での仕事時間を平均でみると、今年は1時間13分となっており、2022年（1時間19分）と比べ6分短い。しかし、2018年（1時間19分）以降、週休日の自宅仕事時間は1時間10分台で変化はない。

この結果、週休日における在校等時間と自宅仕事時間とを合わせた教員の労働時間は平均2時間55分で3時間に近い。こうした週休日の労働時間も、自宅仕事時間が6分減少したものの、在校等時間が2分長くなったため、2022年（2時間59分）と比べ4分の短縮にとどまっている。2018年（3時間29分）と比べると34分の短縮にすぎず、時間短縮は遅々としてすすんでいないことは明らかである。

第1-10表 教員の週休日（土・日）における自宅で行った仕事時間（1日平均）

	0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	件数	行* つ* た* 自* 宅* で* 仕* 事* を	平均値・ 時間・ 分
2023年計	37.1	9.9	20.8	17.1	7.7	7.3	4886	62.9	1:13
（2022年計）	34.6	8.4	21.8	18.3	8.4	8.5	7823	65.4	1:19
（2021年計）	34.1	9.4	22.0	18.7	8.6	7.3	5446	65.9	1:17
（2020年計）	40.5	8.8	20.4	15.4	8.2	6.7	2940	59.5	1:10
（2019年計）	36.0	8.3	20.2	18.2	9.2	8.2	7629	64.0	1:18
（2018年計）	34.9	8.7	20.2	19.4	8.6	8.3	9410	65.1	1:19

学校種別にみても、いずれの学校種でも過半数の人が週休日に自宅で仕事をしている。特に、小学校では66.2%と約3分の2を占めており、平均仕事時間も1時間16分で最も長い。しかし、その他の学校種でも週休日に自宅で仕事する人が半数を超える点で共通しており、1日の平均仕事時間も中学校が1時間10分、高等学校が1時間4分で1時間を上回っている。なお、特別支援学校は46分である（第1-11表、第1-12表）。

こうした週休日に自宅で仕事をする傾向は、学校に部活動があるかどうか、また、自らが顧問をしているかどうかにかかわらず共通しており、自宅で仕事をする人はいずれの区分でも5~6割を占めている。平均の自宅仕事時間も運動部、文化部顧問の双方とも1時間を上回っている（運動部顧問1時間6分、文化部顧問1時間23分）。

前節で示したように週休日に学校に出勤する人は部活動顧問で多く（週休日の出勤率：運動部顧問87.0%、文化部顧問56.5%）在校等時間も運動部顧問で3時間33分、文化部顧問で2時間4分と長かった。これに1時間台の自宅仕事時間が加わり、週休日であるにもかかわらず労働時間はきわめて長くなっている。

第1-11表 教員の週休日（土・日）における自宅で行った仕事時間（1日平均）

		0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	件数	行*つ つ*自 た*宅 人*の の*仕 比*事 率*を	平均 値・ 時間 ・分
2023年計		37.1	9.9	20.8	17.1	7.7	7.3	4886	62.9	1:13
学校種別	小学校	33.8	10.1	22.5	18.1	8.1	7.4	3193	66.2	1:16
	中学校	41.4	9.2	17.5	16.6	8.0	7.4	1146	58.6	1:10
	高等学校	48.4	8.3	18.6	12.2	4.8	7.7	312	51.6	1:04
	特別支援学校	48.6	16.9	15.5	12.0	3.5	3.5	142	51.4	0:46
部活動の顧問別	運動部の顧問	42.8	8.4	19.2	16.0	6.9	6.6	1139	57.2	1:06
	文化部の顧問	34.2	12.3	18.3	17.6	8.0	9.5	398	65.8	1:23
	顧問はしていない	41.0	6.9	19.9	17.3	7.4	7.4	873	59.0	1:11
	学校に部活動は設定されていない	33.5	11.3	22.3	17.5	8.2	7.1	2476	66.5	1:15

週休日における在校等時間と自宅仕事時間とを合わせた労働時間をみると、運動部顧問（在校等時間 3 時間 33 分、自宅仕事時間 1 時間 6 分。合計 4 時間 39 分）は 5 時間近い長時間である。

同様に文化部顧問（同 2 時間 4 分、1 時間 23 分。合計 3 時間 27 分）も 3 時間 30 分に近い長い労働時間となっている。

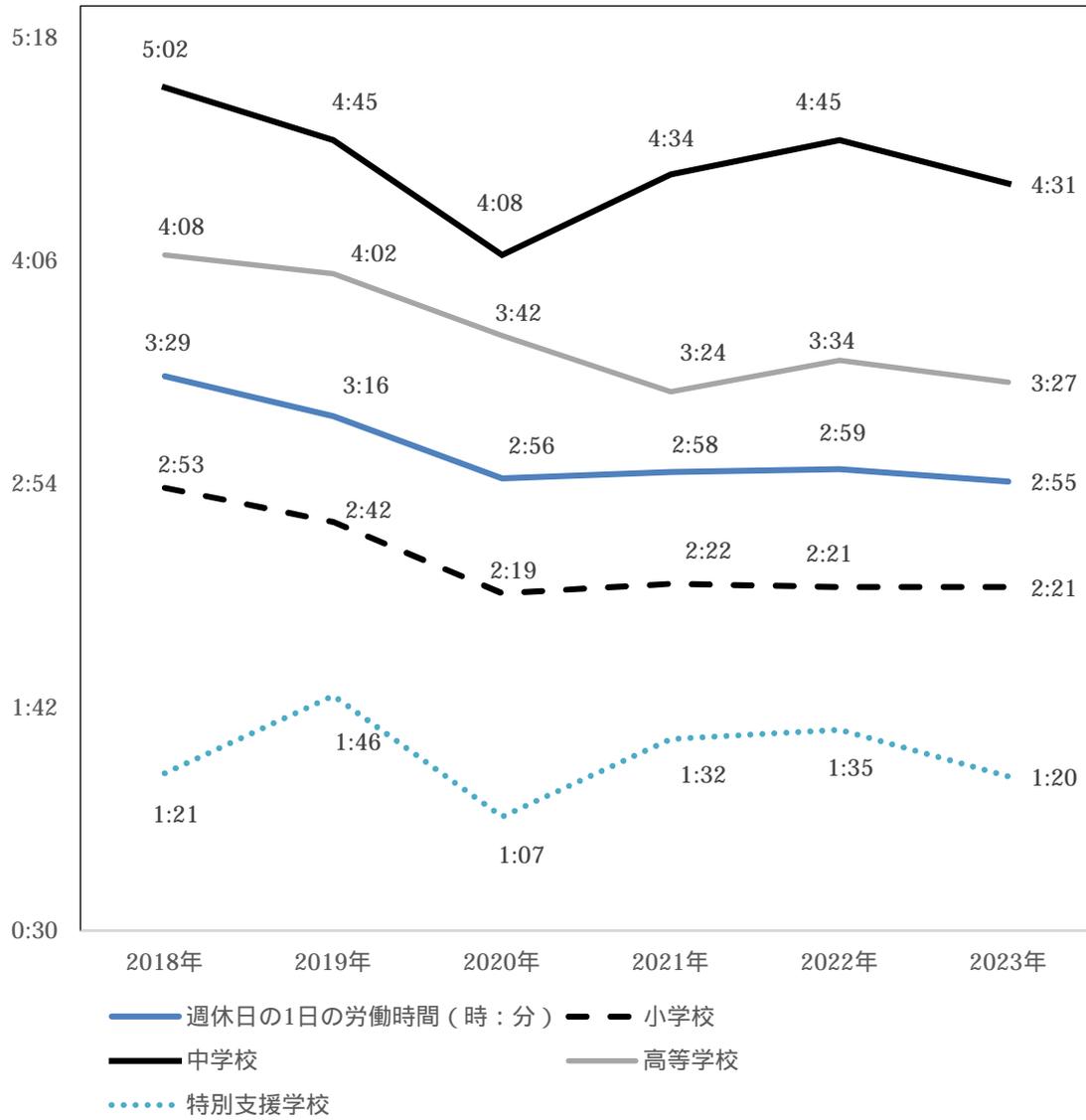
なお、顧問をしていない人は労働時間 2 時間 14 分、学校に部活動のない人は同 2 時間 16 分である。

第 1 - 12 表 教員の週休日（土・日）における自宅で行った仕事時間（1 日平均 時間：分）

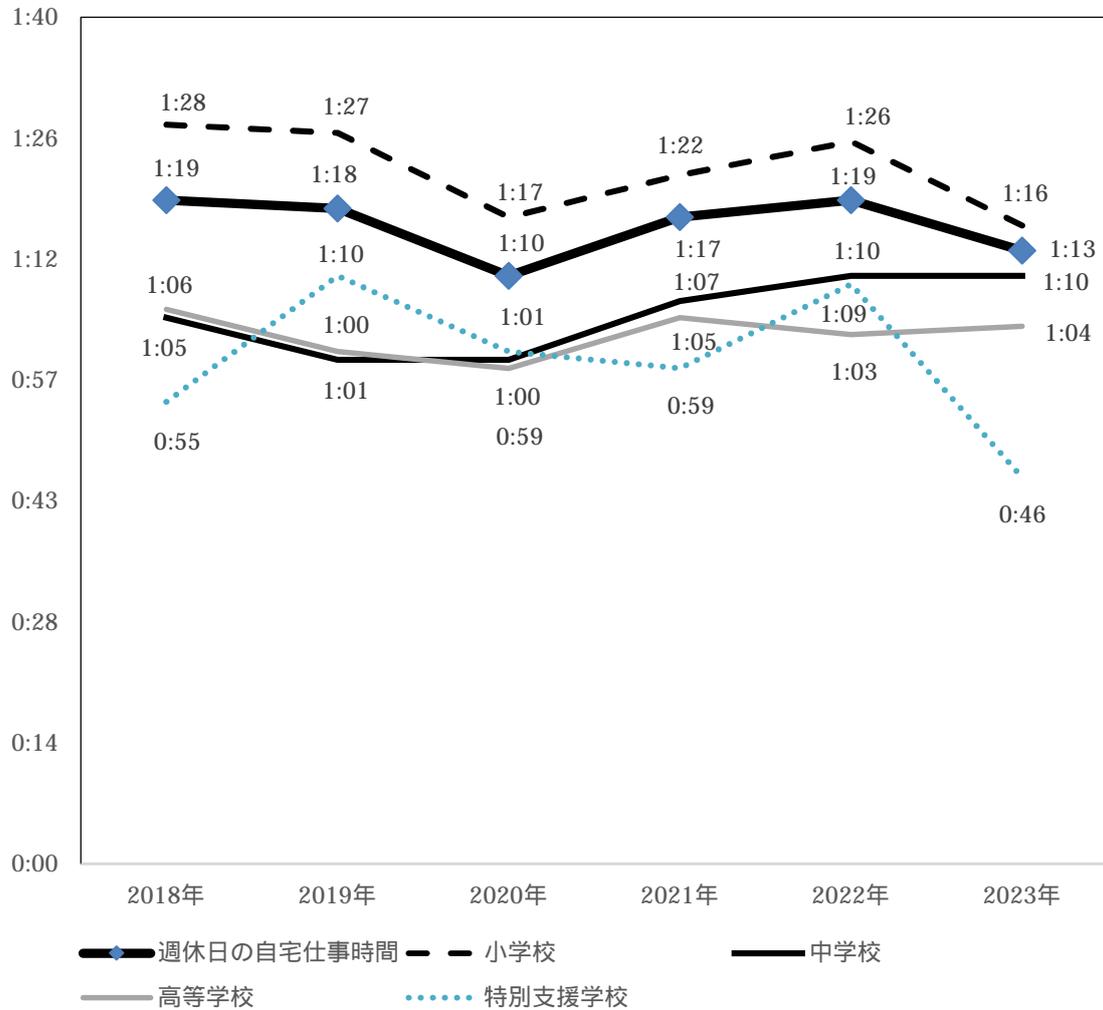
		2023年計		2022年計		2021年計		2020年計		2019年計		2018年計	
		行* つ た 人 の 比 率 を	平 均 値 ・ 時 間 ・ 分										
教員計		62.9	1:13	65.4	1:19	65.9	1:17	59.5	1:10	64.0	1:18	65.1	1:19
学 校 種 別	小学校	66.2	1:16	69.6	1:26	70.1	1:22	65.4	1:17	69.1	1:27	69.7	1:28
	中学校	58.6	1:10	58.8	1:10	59.0	1:07	52.5	1:00	54.8	1:00	57.6	1:05
	高等学校	51.6	1:04	52.6	1:03	49.3	1:05	49.9	0:59	50.6	1:01	55.0	1:06
	特別支援学校	51.4	0:46	61.3	1:09	62.7	0:59	57.9	1:01	55.9	1:10	56.4	0:55
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	57.2	1:06	57.4	1:06	58.8	1:07	52.3	0:58	55.0	1:00	57.8	1:08
	文化部の顧問	65.8	1:23	63.4	1:24	61.8	1:20	58.1	1:19	61.5	1:23	65.3	1:22
	顧問はしていない	59.0	1:11	64.6	1:20	65.9	1:15	58.5	1:08	64.7	1:16	63.9	1:18
	学校に部活動は設定されていない	66.5	1:15	70.2	1:25	70.3	1:22	65.9	1:17	68.5	1:27	69.9	1:26

資料図3 教員の週休日（土～日）における労働時間（1日平均 時間：分）

（在校等時間と自宅仕事時間の小計）



資料図4 学校種別にみた教員の週休日（土～日）における自宅仕事時間（1日平均 時間：分）



2. 1 週間の労働時間の推移

- ・勤務日と週休日をあわせた 1 週間の労働時間は 62 時間 50 分
- ・法定労働時間（40 時間）を大幅に上回る時間外労働時間（22 時間 50 分）
- ・労働時間は増加に転じ、2021 年（62 時間 56 分）と同水準の時間数に

勤務日と週休日における在校等時間と自宅仕事時間とを合計して 1 週間の労働時間を算出すると、労働時間は 62 時間 50 分に達している。法定労働時間（40 時間）と比べ 22 時間 50 分、所定労働時間（38 時間 45 分）と比べ 24 時間 5 分上回る勤務の実態である（第 1 - 13 表、第 1 - 14 表、第 1 - 15 表）。

この結果から、教職員の働き方改革が叫ばれる中であっても、法定、所定労働時間を大幅に上回る長時間労働が続いているといえる。

週労働時間の推移を時系列でみると、2018 年の 66 時間 48 分をピークに以降徐々に減少し、2020 年（61 時間 37 分）は 2018 年と比べ 5 時間 11 分短くなっていた。しかし、2021 年は一転して増加に転じ、2021 年が 62 時間 56 分、2022 年が 62 時間 38 分と 62 時間を上回る労働時間となっている。

今年は勤務日、週休日の在校等時間の増加を反映して、労働時間は 63 時間に近い 62 時間 50 分まで増加している。

第 1 - 13 表 教員の 1 週間の労働時間（時間：分）

	勤務日（月～金） （1日平均）			週休日（土・日） （1日平均）			1週間の労働時間計			1か月の労働時間計		
	在校等時間	自宅仕事時間	間勤務日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	間週休日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	労働時間計	在校等時間	自宅仕事時間	労働時間計
2023年計（7～8月）	10:40	0:44	11:24	1:42	1:13	2:55	56:44	6:06	62:50	226:56	24:24	251:20
2022年計（9月）	10:35	0:45	11:20	1:40	1:19	2:59	56:15	6:23	62:38	225:00	25:32	250:32
2021年計（7～8月）	10:39	0:45	11:24	1:41	1:17	2:58	56:37	6:19	62:56	226:28	25:16	251:44
2020年計（9月）	10:27	0:42	11:09	1:46	1:10	2:56	55:47	5:50	61:37	223:08	23:20	246:28
2019年計（7～8月）	10:59	0:51	11:50	1:58	1:18	3:16	58:51	6:51	65:42	235:24	27:24	262:48
2018年計（7～8月）	11:07	0:51	11:58	2:10	1:19	3:29	59:55	6:53	66:48	239:40	27:32	267:12

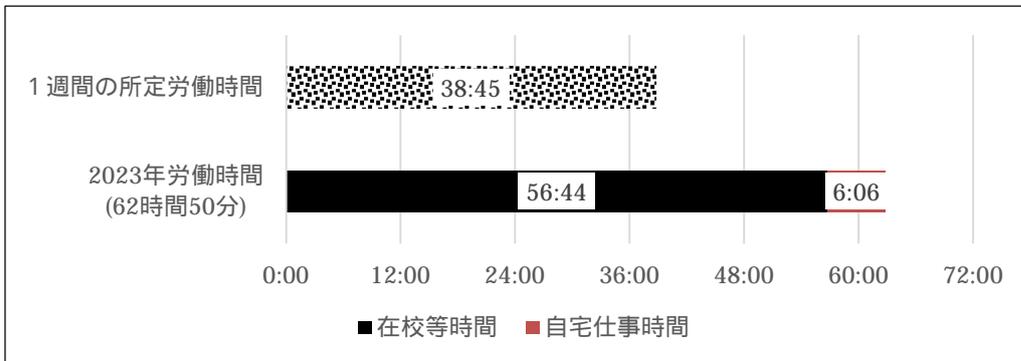
第1-14表 学校種別にみた教員の1週間の労働時間（時間：分）

	勤務日（月～金） （1日平均）			週休日（土・日） （1日平均）			1週間の労働時間計			
	在校等時間	自宅仕事時間	勤務日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	週休日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	労働時間計	
2023年計	10:40	0:44	11:24	1:42	1:13	2:55	56:44	6:06	62:50	
学校種別	小学校	10:37	0:45	11:22	1:05	1:16	2:21	55:15	6:17	61:32
	中学校	11:03	0:43	11:46	3:21	1:10	4:31	61:57	5:55	67:52
	高等学校	9:45	0:38	10:23	2:23	1:04	3:27	53:31	5:18	58:49
	特別支援学校	10:10	0:31	10:41	0:34	0:46	1:20	51:58	4:07	56:05
2022年計	10:35	0:45	11:20	1:40	1:19	2:59	56:15	6:23	62:38	
学校種別	小学校	10:31	0:49	11:20	0:55	1:26	2:21	54:25	6:57	61:22
	中学校	11:06	0:40	11:46	3:35	1:10	4:45	62:40	5:40	68:20
	高等学校	9:44	0:33	10:17	2:31	1:03	3:34	53:42	4:51	58:33
	特別支援学校	9:52	0:38	10:30	0:26	1:09	1:35	50:12	5:28	55:40
2021年計	10:39	0:45	11:24	1:41	1:17	2:58	56:37	6:19	62:56	
学校種別	小学校	10:32	0:47	11:19	1:00	1:22	2:22	54:40	6:39	61:19
	中学校	11:14	0:42	11:56	3:27	1:07	4:34	63:04	5:44	68:48
	高等学校	9:58	0:36	10:34	2:19	1:05	3:24	54:28	5:10	59:38
	特別支援学校	9:38	0:34	10:12	0:33	0:59	1:32	49:16	4:48	54:04
2020年計	10:27	0:42	11:09	1:46	1:10	2:56	55:47	5:50	61:37	
学校種別	小学校	10:28	0:46	11:14	1:02	1:17	2:19	54:24	6:24	60:48
	中学校	10:57	0:37	11:34	3:08	1:00	4:08	61:01	5:05	66:06
	高等学校	9:59	0:37	10:36	2:43	0:59	3:42	55:21	5:03	60:24
	特別支援学校	9:25	0:34	9:59	0:06	1:01	1:07	47:17	4:52	52:09
2019年計	10:59	0:51	11:50	1:58	1:18	3:16	58:51	6:51	65:42	
学校種別	小学校	10:56	0:55	11:51	1:15	1:27	2:42	57:10	7:29	64:39
	中学校	11:30	0:41	12:11	3:45	1:00	4:45	65:00	5:25	70:25
	高等学校	10:04	0:42	10:46	3:01	1:01	4:02	56:22	5:32	61:54
	特別支援学校	9:55	0:45	10:40	0:36	1:10	1:46	50:47	6:05	56:52
2018年計	11:07	0:51	11:58	2:10	1:19	3:29	59:55	6:53	66:48	
学校種別	小学校	11:02	0:55	11:57	1:25	1:28	2:53	58:00	7:31	65:31
	中学校	11:39	0:44	12:23	3:57	1:05	5:02	66:09	5:50	71:59
	高等学校	10:14	0:42	10:56	3:02	1:06	4:08	57:14	5:42	62:56
	特別支援学校	9:42	0:41	10:23	0:26	0:55	1:21	49:22	5:15	54:37

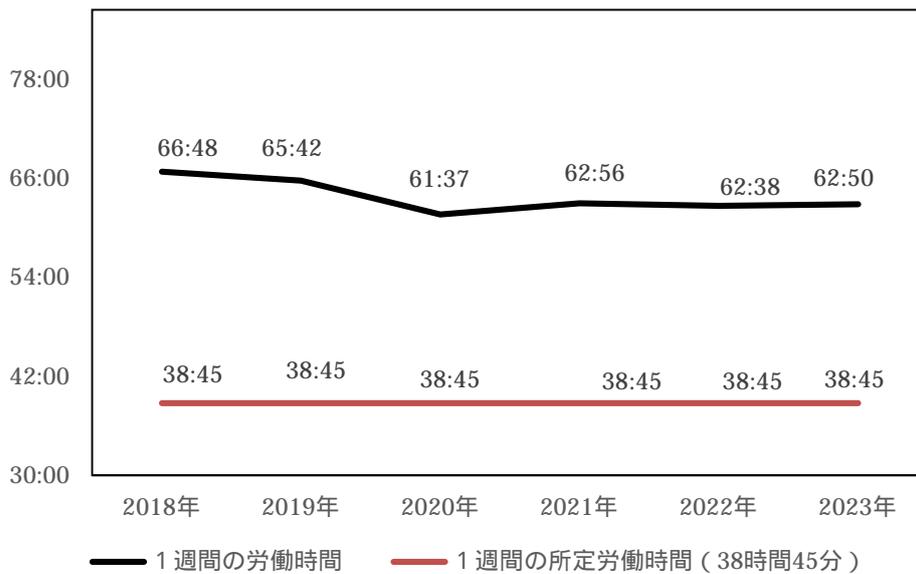
第1-15表 部活動の顧問別にみた教員の1週間の労働時間（時間：分）

	勤務日（月～金） （1日平均）			週休日（土・日） （1日平均）			1週間の労働時間計			
	在 校 等 時 間	自 宅 仕 事 時 間	勤 務 日 の 労 働 時 間	在 校 等 時 間	自 宅 仕 事 時 間	週 休 日 の 労 働 時 間	在 校 等 時 間	自 宅 仕 事 時 間	労 働 時 間 計	
2023年計	10:40	0:44	11:24	1:42	1:13	2:55	56:44	6:06	62:50	
部活動の顧問別	運動部の顧問	10:59	0:42	11:41	3:33	1:06	4:39	62:01	5:42	67:43
	文化部の顧問	10:37	0:46	11:23	2:04	1:23	3:27	57:13	6:36	63:49
	顧問はしていない	10:24	0:44	11:08	1:03	1:11	2:14	54:06	6:02	60:08
	学校に部活動は設定されていない	10:37	0:45	11:22	1:01	1:15	2:16	55:07	6:15	61:22
2022年計	10:35	0:45	11:20	1:40	1:19	2:59	56:15	6:23	62:38	
部活動の顧問別	運動部の顧問	10:57	0:39	11:36	3:42	1:06	4:48	62:09	5:27	67:36
	文化部の顧問	10:27	0:42	11:09	2:16	1:24	3:40	56:47	6:18	63:05
	顧問はしていない	10:23	0:47	11:10	0:51	1:20	2:11	53:37	6:35	60:12
	学校に部活動は設定されていない	10:29	0:48	11:17	0:51	1:25	2:16	54:07	6:50	60:57
2021年計	10:39	0:45	11:24	1:41	1:17	2:58	56:37	6:19	62:56	
部活動の顧問別	運動部の顧問	11:12	0:42	11:54	3:30	1:07	4:37	63:00	5:44	68:44
	文化部の顧問	10:41	0:43	11:24	2:12	1:20	3:32	57:49	6:15	64:04
	顧問はしていない	10:20	0:46	11:06	1:02	1:15	2:17	53:44	6:20	60:04
	学校に部活動は設定されていない	10:29	0:46	11:15	0:55	1:22	2:17	54:15	6:34	60:49
2020年計	10:27	0:42	11:09	1:46	1:10	2:56	55:47	5:50	61:37	
部活動の顧問別	運動部の顧問	10:50	0:37	11:27	3:18	0:58	4:16	60:46	5:01	65:47
	文化部の顧問	10:29	0:45	11:14	2:03	1:19	3:22	56:31	6:23	62:54
	顧問はしていない	10:11	0:40	10:51	0:49	1:08	1:57	52:33	5:36	58:09
	学校に部活動は設定されていない	10:16	0:46	11:02	0:52	1:17	2:09	53:04	6:24	59:28
2019年計	10:59	0:51	11:50	1:58	1:18	3:16	58:51	6:51	65:42	
部活動の顧問別	運動部の顧問	11:23	0:43	12:06	3:57	1:00	4:57	64:49	5:35	70:24
	文化部の顧問	10:52	0:47	11:39	2:21	1:23	3:44	59:02	6:41	65:43
	顧問はしていない	10:39	0:53	11:32	1:06	1:16	2:22	55:27	6:57	62:24
	学校に部活動は設定されていない	10:53	0:54	11:47	1:12	1:27	2:39	56:49	7:24	64:13
2018年計	11:07	0:51	11:58	2:10	1:19	3:29	59:55	6:53	66:48	
部活動の顧問別	運動部の顧問	11:37	0:46	12:23	3:57	1:08	5:05	65:59	6:06	72:05
	文化部の顧問	11:11	0:49	12:00	2:33	1:22	3:55	61:01	6:49	67:50
	顧問はしていない	10:38	0:50	11:28	1:15	1:18	2:33	55:40	6:46	62:26
	学校に部活動は設定されていない	10:56	0:54	11:50	1:18	1:26	2:44	57:16	7:22	64:38

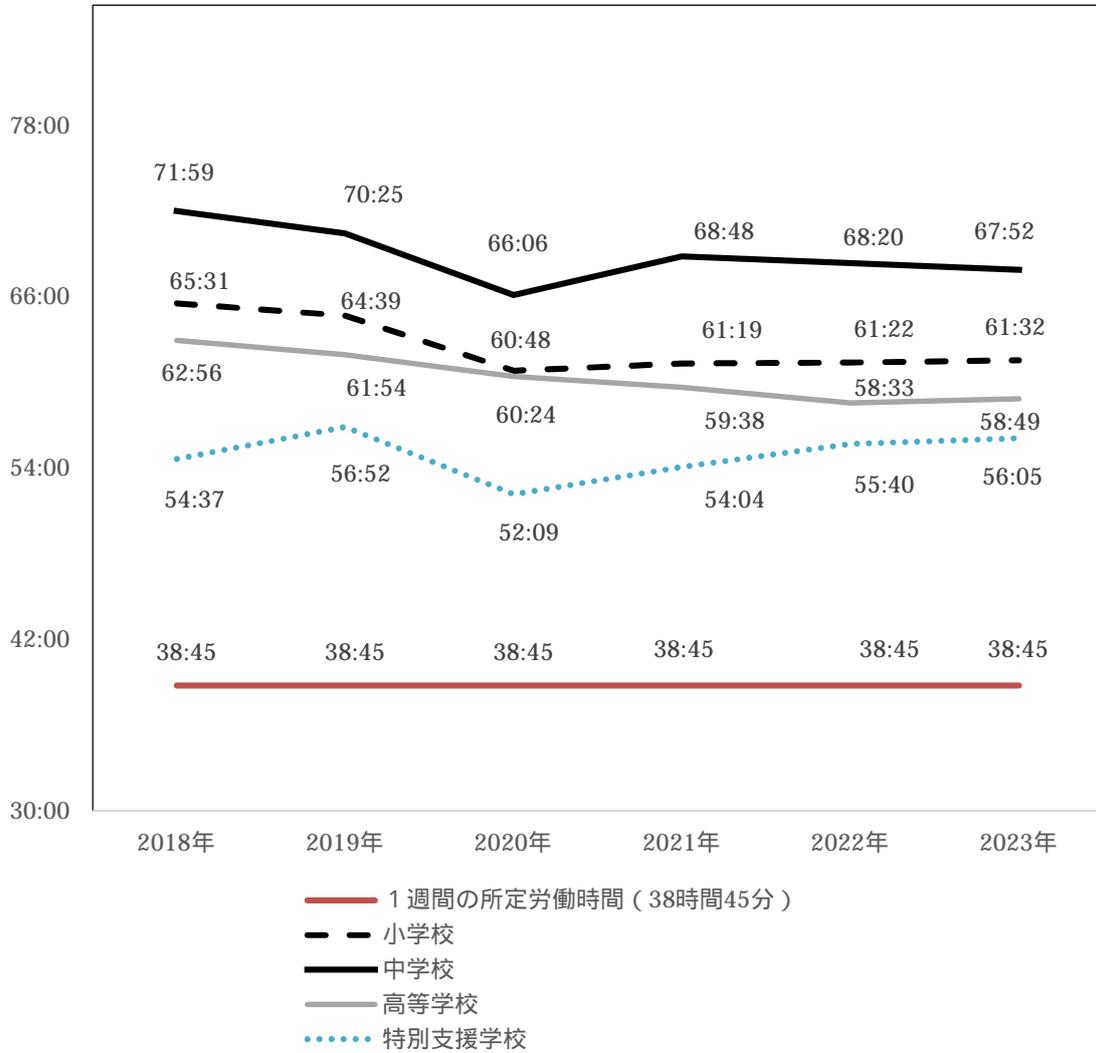
資料図5 所定労働時間と比べた教員の1週間の労働時間（週平均 時間：分）



資料図6 時系列でみた教員の1週間の労働時間（週平均 時間：分）



資料図7 学校種別にみた教員の1週間の労働時間（週平均 時間：分）



3. 休憩時間の実態

- ・ 休憩をまったく取れない「0分」の人が38.7%、
このため法定休憩時間（45分）を取れない人が圧倒的多数
- ・ 平均12.7分にとどまる休憩時間
- ・ 休憩時間が最も短い学校種が小学校（10.4分）、最も長い高等学校でも31.3分

教員は休憩時間を決められた時間数通りに取得できているのだろうか。教員の休憩時間について実際に取得できた休憩時間を質問した。回答をみると、圧倒的多数の教員が休憩時間を取れない実態が続いていることが明らかになっている。

休憩を全く取れなかった「0分」という人は38.7%と4割近くを占めている。2018年と比べ在校等時間は短くなったが、休憩時間の取得状況は悪化したといえるだろう（第1-16表、第1-1図）。

法定休憩時間である45分を下回る休憩時間をみると、「15分未満」が21.7%、「15分以上（30分未満）」が18.9%、「30分以上（45分未満）」が14.4%で、合わせて5割強を占めている。この結果、実際に取得できた休憩時間が<45分未満>という人が93.7%と圧倒的多数を占めている。

これを平均休憩時間でみると、法定休憩時間（45分）を大幅に下回り、労働基準法に違反する水準の12.7分にとどまっている。休憩時間は2022年（平均12.0分）と比べほとんど増えていない。

休憩時間は学校種による違いが大きい。休憩時間の最も長い高等学校は平均31.3分確保しているが、それでも法定休憩時間（45分）を約14分下回っている。

一方、休憩時間が学校種の中で最も短い小学校は、休憩時間「0分」の人が41.9%に達しており、平均休憩時間も10.4分にとどまっている。この結果、高等学校と小学校との平均休憩時間の差は約21分に達している。

この他、中学校で「0分」が40.0%、平均休憩時間が13.6分、特別支援学校で「0分」が30.3%、平均休憩時間が14.6分と、休憩時間は15分を下回っている。

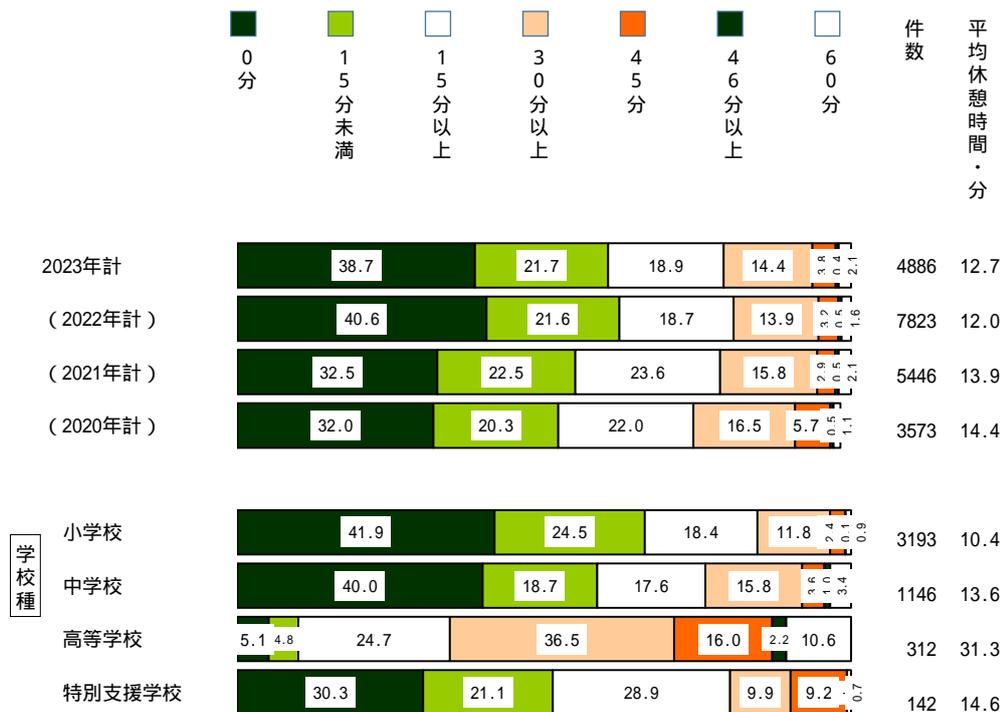
このように学校種のいずれの区分でみても平均休憩時間は法定休憩時間を大幅に下回る実態となっている。

なお、部活動の顧問別では目立った違いはみられなかった。

第 1 - 16 表 教員の実際にとれている休憩時間（1日平均）

		0分	15分未満	15分以上	30分以上	45分以上	46分以上	60分以上	件数	平均休憩時間・分
2023年計		38.7	21.7	18.9	14.4	3.8	0.4	2.1	4886	12.7
（2022年計）		40.6	21.6	18.7	13.9	3.2	0.5	1.6	7823	12.0
（2021年計）		32.5	22.5	23.6	15.8	2.9	0.5	2.1	5446	13.9
（2020年計）		32.0	20.3	22.0	16.5	5.7	0.5	1.1	3573	14.4
学校種	小学校	41.9	24.5	18.4	11.8	2.4	0.1	0.9	3193	10.4
	中学校	40.0	18.7	17.6	15.8	3.6	1.0	3.4	1146	13.6
	高等学校	5.1	4.8	24.7	36.5	16.0	2.2	10.6	312	31.3
	特別支援学校	30.3	21.1	28.9	9.9	9.2	...	0.7	142	14.6
部活動の顧問	運動部の顧問	34.9	16.2	16.2	20.5	6.0	1.1	5.1	1139	17.0
	文化部の顧問	29.1	15.3	26.4	19.8	4.5	1.3	3.5	398	16.8
	顧問はしていない	39.5	25.2	17.4	12.7	4.1	0.1	0.9	873	11.4
	学校に部活動は設定されていない	41.7	23.9	19.5	11.3	2.6	0.0	0.9	2476	10.5

第 1 - 1 図 教員の実際にとれている休憩時間（1日平均）



第 2 章 3 6 協定の締結状況

本章では、事務職員、学校栄養職員、現業職員、学校司書といった職員の勤務している学校における 36 協定の締結状況と超過勤務の実態、及び休憩時間の取得状況についてみていく。

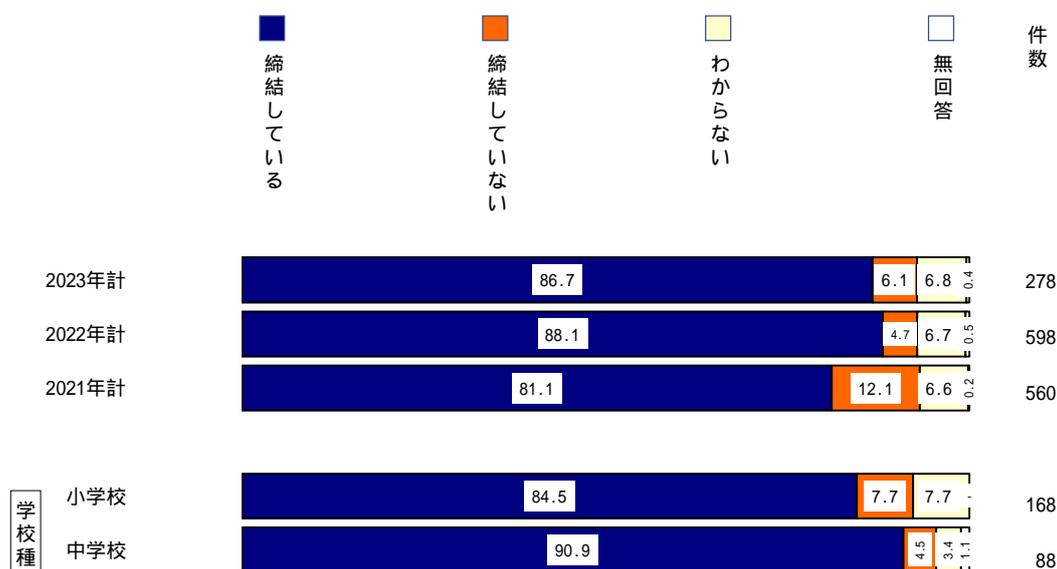
1 . 36 協定の締結状況

・依然として「締結していない」人が 6.1%、「締結している」は 86.7%

事務職員、学校栄養職員、現業職員、学校司書が勤務する学校現場における 36 協定の締結状況をみると、「締結している」は 2022 年（88.1%）とほぼ同じ 86.7%である。しかし、「締結していない」が依然として 6.1%と多い（第 2 - 1 図）。

学校種別では、小学校、中学校の双方とも「締結している」が大多数を占めるが、「締結していない」は小学校で 7.7%、中学校で 4.5%と多い。

第 2 - 1 図 3 6 協定締結の有無（事務職員、学校栄養職員、現業職員、学校司書）



2 . 36 協定締結の有無と4月の勤務時間

(1) 36 協定を締結している学校に勤務している人の勤務時間

・締結時間を「超えていた」人が16.6%と多くみられる

36 協定を「締結している」学校に勤務する9割近くの職員に対し、今年(2023年)4月の勤務時間が36協定で締結した時間内に収まっていたのかどうかを質問した。

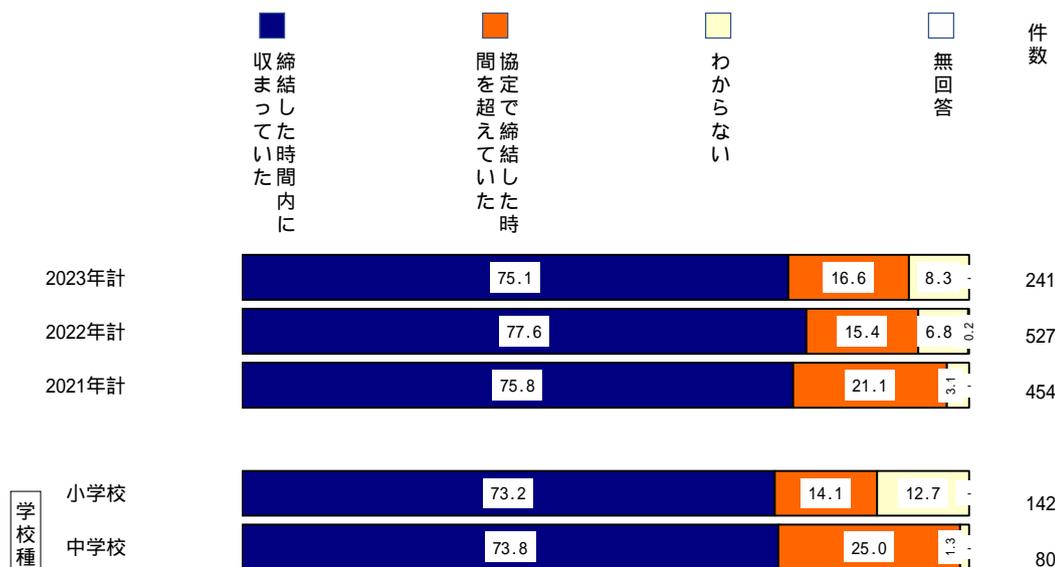
回答結果をみると、4分の3の人は締結した時間内に「収まっていた」(75.1%)ものの、「36協定で締結した時間を超えていた」人も16.6%と多くなっている(第2-2図)。

「協定で締結した時間を超えていた」は2022年(15.4%)と比べほとんど減少していない。依然として36協定を締結していながら、協定に反する勤務実態で就業する人がいることが明らかになっている。

このように36協定を締結していながら協定が守られていないなど、労働基準法に違反する実態がみられる状況となっている。

学校種別にみると、「協定で締結した時間を超えていた」が小学校で14.1%、中学校では25.0%と多い。

第2-2図 今年4月の勤務時間と36協定で締結した時間
(36協定を締結している学校に勤務している職員)



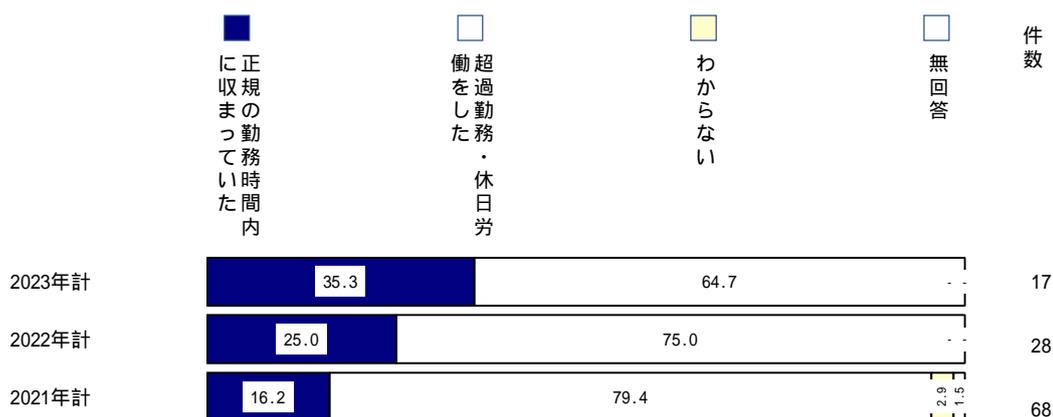
(2) 36 協定未締結の学校で勤務している人の超過勤務・休日労働の有無

・36 協定未締結学校勤務者で、「正規の勤務時間内に収まっていた」人は3人に1人と少数

36 協定を締結していない学校に勤務している 6.1%の人（事務職員 17 人）に対し、今年（2023 年）4 月の超過勤務・休日労働の有無をみると、「正規の勤務時間内に収まっていた」人は 35.3%と 3 人に 1 人とどまり、逆に、「超過勤務・休日労働をした」人が 64.7%と 3 分の 2 を占めている（第 2 - 3 図）。

このように 36 協定を締結していないにもかかわらず、多数の人が超過勤務・休日労働を強いられる実態が明らかになっている。

第 2 - 3 図 今年 4 月の勤務時間と正規の勤務時間
（ 36 協定を締結していない学校に勤務している職員 ）



3. 休憩時間の取得の有無

・改善がすすまない休憩時間の取得、
取得が「できていない」は小学校と中学校で7割を超え、特に、中学校では8割に

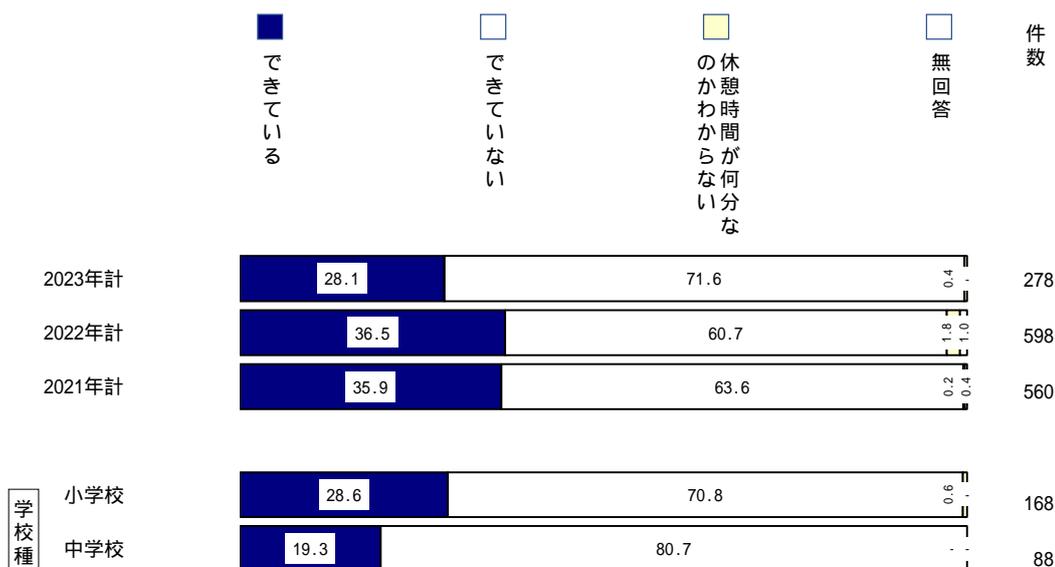
事務職員、学校栄養職員等は休憩時間を決められた通りに取得できているのだろうか。教員の休憩時間は平均 12.7 分にとどまったが、職員の場合、休憩時間を決められた通りに取得「できている」人は 28.1%と 3 割を下回り、逆に、「できていない」人が 71.6%と 7 割を占めている。

教員同様に、職員においても決められた休憩時間を確保できない労基法違反の実態が示されている。こうした結果は 2021 年以降改善がみられない（第 2 - 4 図）。

このように、学校現場では教員だけでなく、事務職員、学校栄養職員等においても、法律で決められた休憩時間を確保できず、改善がすすんでいない実態が明らかになっている。

これを学校種別にみると、決められた休憩時間を取得「できていない」人は、小学校と中学校で 7 割を超えており、特に中学校では 80.7%と 8 割に達している。

第 2 - 4 図 決められた休憩時間取得の有無（事務職員、学校栄養職員、現業職員、学校司書）



第3章 教職員の勤務の把握状況

本章では、管理職による教職員の勤務の把握状況についてみていく。

1. 管理職による教職員の勤務の把握状況

(1) 管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握状況

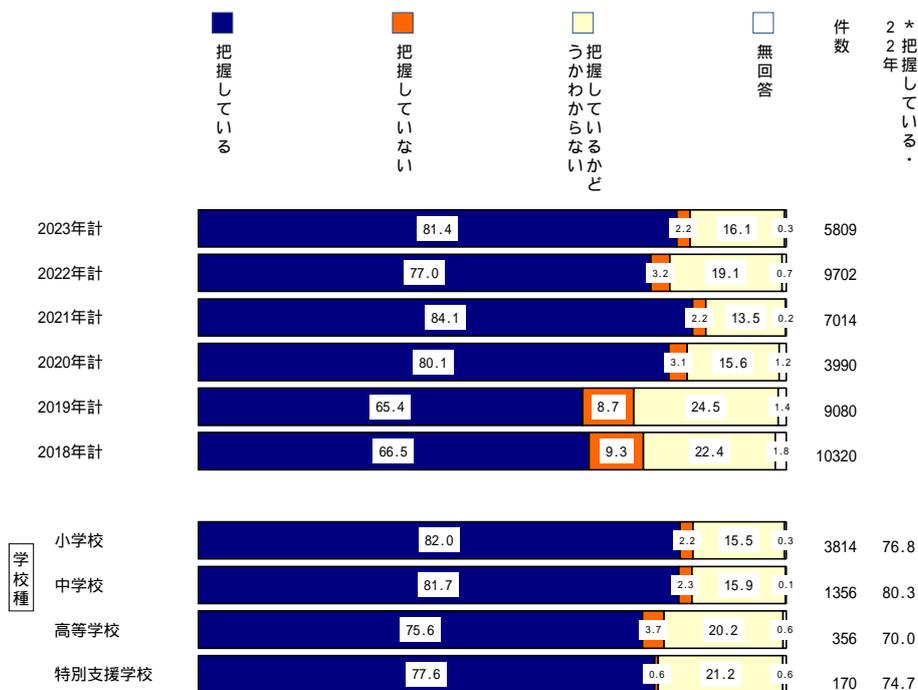
- ・8割にとどまる「把握している」(81.4%)
- ・一方、16.1%と多い「把握しているかどうか分からない」

管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握状況を見ると、「把握していない」は2.2%と少数だが、「把握している」は改正給特法により勤務時間把握が義務付けられたにもかかわらず、2020年以降8割前後で推移しており、今回調査でも81.4%と8割にとどまっている(第3-1図)。

このように管理職による出勤、退勤時刻の把握はまだ不十分で、そのうえ、依然として「把握しているかどうか分からない」が16.1%と多くみられることは問題といえるだろう。

学校種別にみると、「把握している」はいずれの学校種でも8割前後を占めている。しかし、「把握しているかどうか分からない」はいずれにおいても2割前後となっている。

第3-1図 管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握の有無



(2) 土・日、祝日における教職員の学校勤務の把握状況

・勤務日と比べ改善のすすまない土・日、祝日の把握状況、
「把握している」は49.9%で半数にとどまる

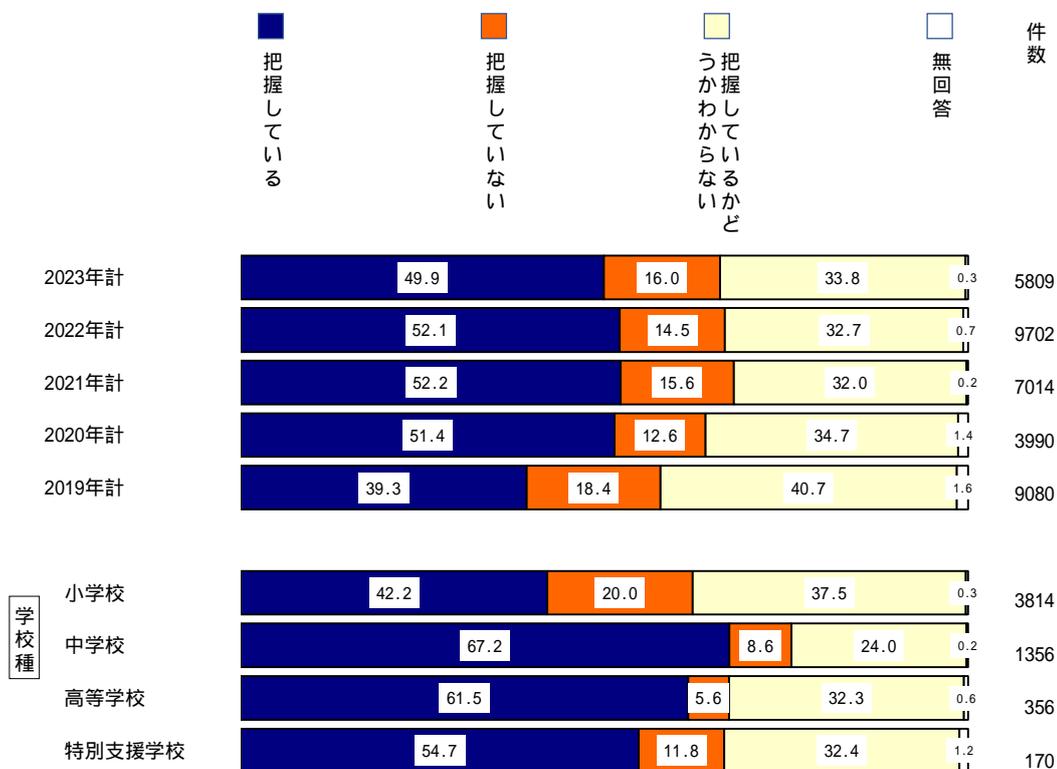
8割に達した勤務日における[出勤、退勤時刻の把握状況]と比べ、土・日、祝日における学校勤務の把握については依然として目立った改善はみられない。

土・日、祝日における管理職による把握状況をみると、「把握している」(49.9%)が半数にとどまり、「把握しているかどうか分からない」(33.8%)が3割強、「把握していない」は16.0%である。このような結果は、2020年以降改善はみられない(第3-2図)。

このように、土・日、祝日の学校内勤務の把握についても、依然として改善がすすんでいない状況が続いており、早急な対応が必要といえるだろう。

土・日、祝日における管理職による学校勤務の把握状況を学校種別にみると、「把握している」は中学校が67.2%で最も多く、ついで高等学校の61.5%となっている。これに対し、特別支援学校は54.7%、小学校は42.2%にとどまる。中学校、高等学校における把握は週休日の部活動を反映したものといえるだろう。

第3-2図 管理職による教職員の土・日、祝日の学校勤務(部活動指導含む)の把握の有無

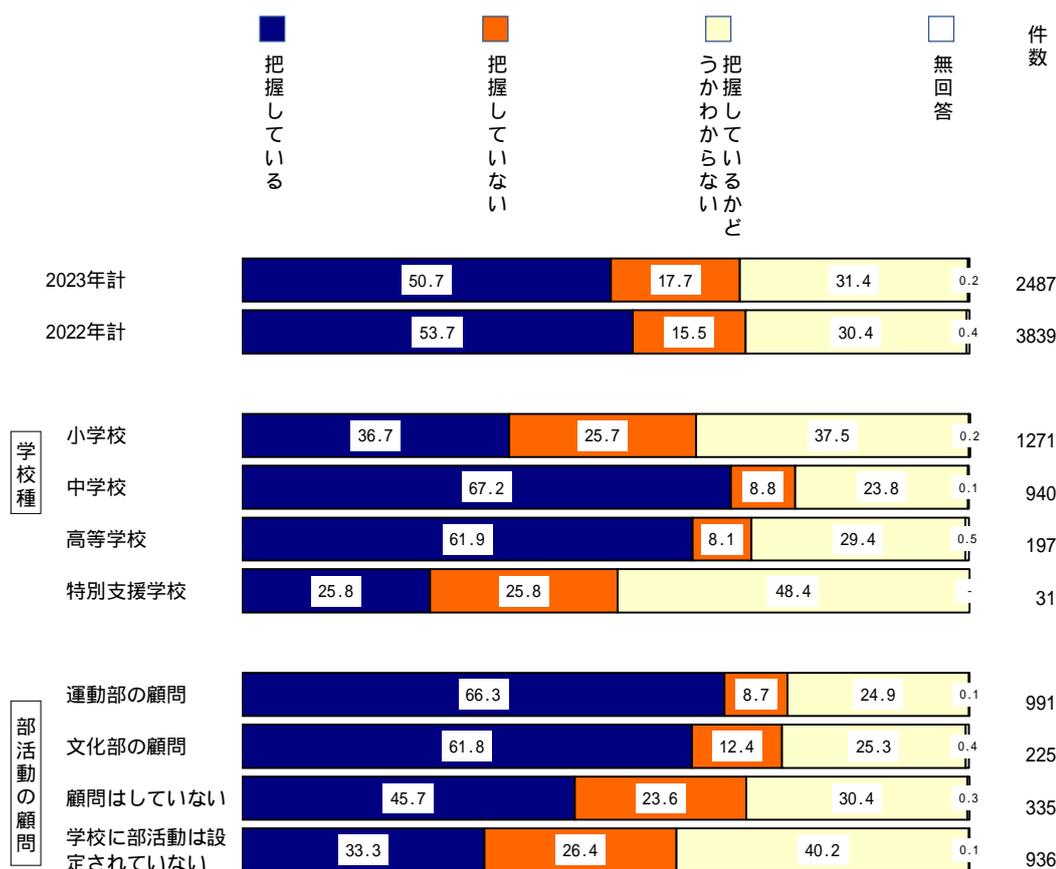


これを週休日（土・日、祝日）に勤務する教職員に限定して集計してみても（サンプル数 2487 件）実際に週休日に勤務しているにもかかわらず、管理職が「把握しているかどうか分からない」が 31.4%で 3 割強と多い（第 3 - 3 図）。

また、学校種別に「把握していない」の比率をみると、中学校と高等学校で 1 割弱であるのに対し、小学校と特別支援学校では約 4 分の 1 と多くなっている。

なお、部活動の顧問は休日の部活手当が支給されるため、運動部、文化部顧問の双方とも勤務状況を把握されている人が 6 割台に達しているが、顧問をしていない人、及び、学校に部活動が設定されていない人では「把握している」は 4 割前後にとどまっている。

第 3 - 3 図 管理職による教職員の土・日、祝日の学校勤務（部活動指導含む）の把握の有無（土・日、祝日に勤務している人）



2. 管理職が把握する勤務時間（在校等時間）

・管理職が把握した勤務時間を閲覧・確認「できない」人が2割

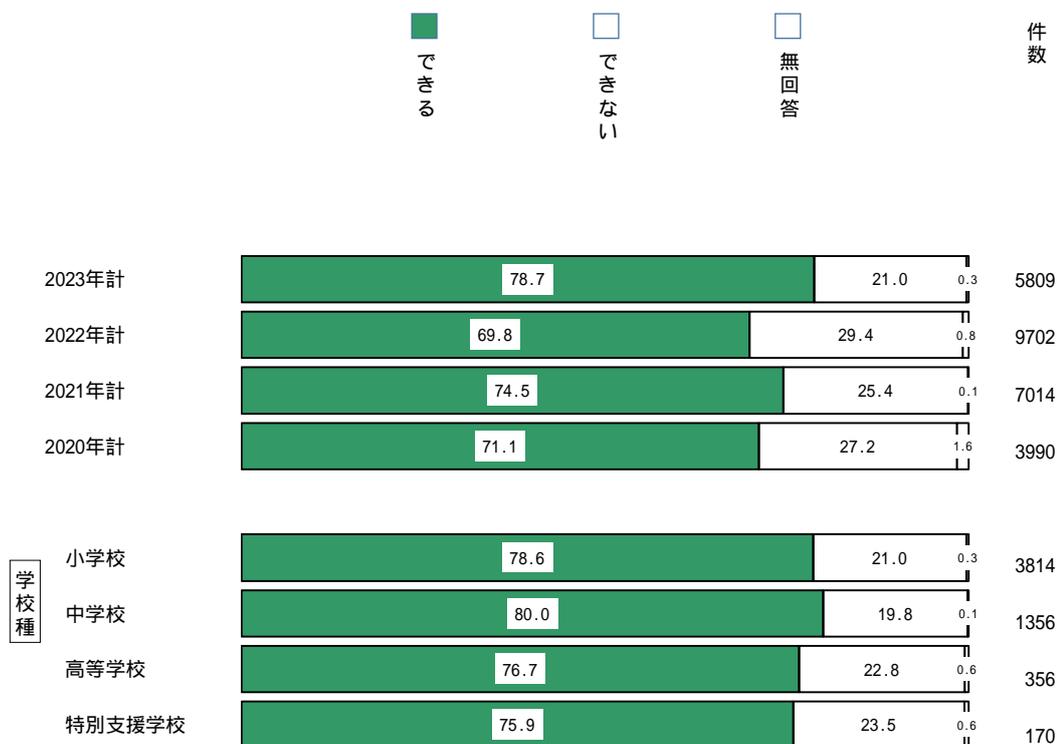
管理職が把握する自分の勤務時間（在校等時間）を閲覧・確認することは可能なのだろうか。

閲覧・確認が「できる」と回答した人は78.7%と8割近くを占めている。しかし、依然として閲覧・確認「できない」という教職員が21.0%と多い。

2022年と比べ「できる」が9ポイント増加し（2022年69.8% 2023年78.7%）、「できない」が同程度減少しているものの（同29.4% 21.0%）全教職員が閲覧・確認となるように至急改善が求められるところである（第3-4図）。

また、学校種別にみても、いずれの区分でも「できない」が2割前後と多く、学校種の違いを超えて自分の勤務時間（在校等時間）の閲覧・確認できない人が多くなっている。

第3-4図 管理職が把握している勤務時間（在校等時間）の確認



3. 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間

- ・実際の勤務時間と管理職の記録時間の「異なる」人が1割強
- ・一方、一致しているかどうか「わからない」人が2割強

管理職が記録する勤務時間記録を閲覧・確認可能と回答した教職員に、管理職記録の勤務時間が実際の勤務時間と異なるかどうかを質問した。

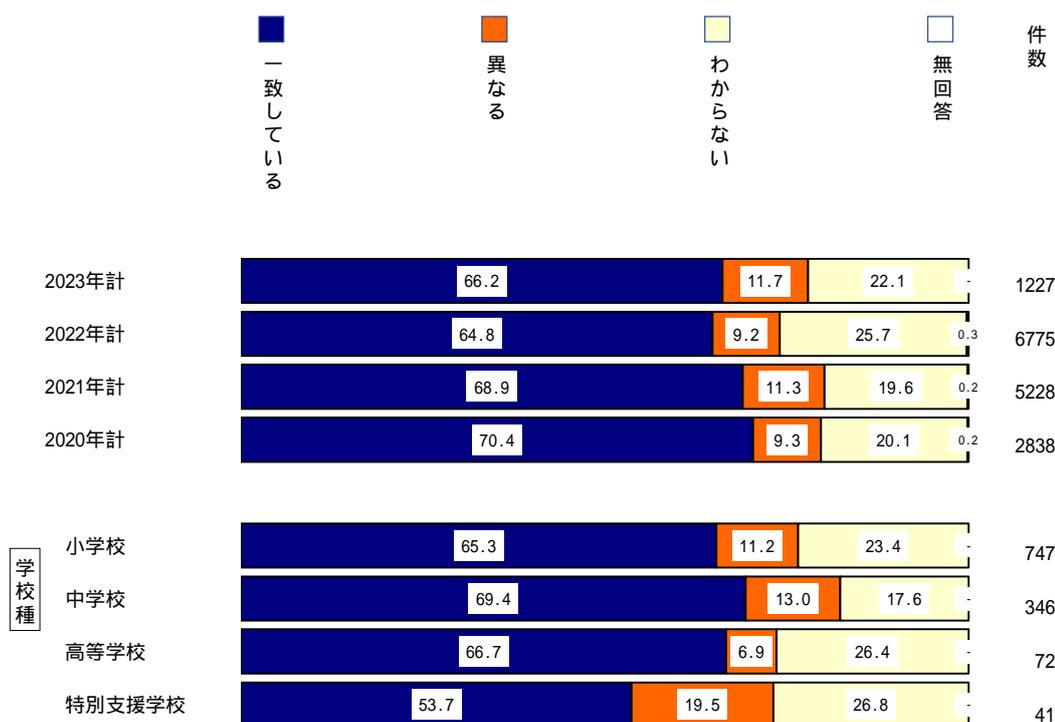
その結果、「一致している」が66.2%を占めるものの、実際とは「異なる」という人が11.7%と多くなっており、早急に解決すべき問題といえるだろう（第3-5図）。

また、管理職が記録した時間が実際の勤務時間と一致するかどうか「わからない」（22.1%）も2割強を占めている。こうした傾向は2020年以降改善がみられず、自分の勤務時間の把握について関心が薄い教職員の多いことがうかがわれる。

実態を反映した管理職の記録を実現するためには、教職員ひとりひとりが勤務時間（在校等時間）を確認することが求められている。

これを学校種別にみても、「一致している」が6割前後を占める点で共通する一方、「わからない」も2割前後と多い。

第3-5図 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間
（管理職が把握している在校等時間の確認ができる人）



第4章 休日における部活動の地域移行

休日の部活動は2023年度以降、段階的に地域に移行されることとなった。また、達成の目標時期は、2025年度（令和7年度）末と設定された。

また、移行される地域の受け皿として、地域スポーツクラブや競技別クラブなどの地域のスポーツクラブや教育委員会等が想定されている。

こうした休日における部活動の地域移行について、本章では国・自治体が取り組むべき課題を明らかにするとともに、教職員の希望する関わり方について明らかにしていく。

1. 休日の部活動の地域移行において国・自治体が早急にすすめるべきこと

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・最優先でとりくむべき課題が「指導者の確保」(79.6%)と、
「地域の受け皿の確保」(61.1%)・「兼職兼業の規程の周知、責任の所在の明示」は中学校、高等学校で3割弱 |
|--|

休日の部活動の地域移行を促進する上で、国・自治体が早急に解決をすすめるべき課題として、教職員はどのような課題を考えているのだろうか。10項目中3つ以内選択であげてもらった（第4-1図）。

国・自治体に期待する上位項目のトップは「指導者の確保」で、79.6%と8割近い。国・自治体が最優先ですすめるべき環境整備は、「指導者」の確保ということである。

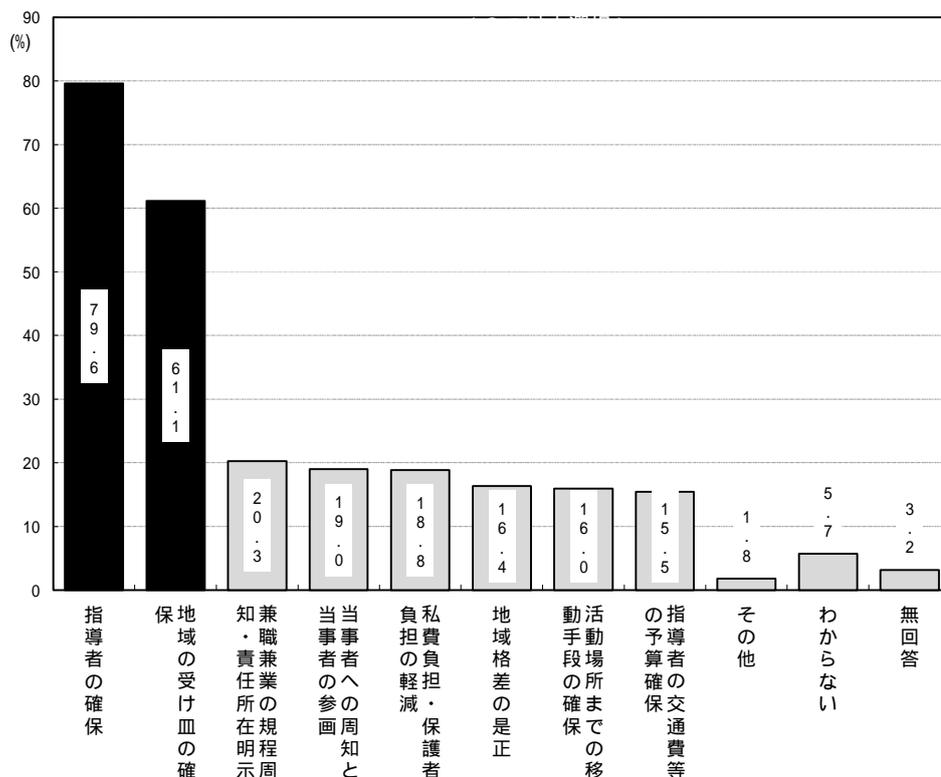
「指導者の確保」に続いて期待の多かったとくみは「地域の受け皿の確保」(61.1%)である。これまで未整備だった地域における「受け皿の確保」が、地域移行実現のために優先すべき課題として上位にあげられている。

こうした地域の受け皿を実現するための環境整備として、「私費負担・保護者負担の軽減」(18.8%)、「地域格差の是正」(16.4%)、「活動場所までの移動手段の確保」(16.0%)、「指導者の交通費等の予算確保」(15.5%)が2割前後であげられている。

また、部活動の地域移行がすすまない現状を背景に、「兼職兼業の規程の周知、責任の所在の明示」が20.3%、「当事者への周知と当事者の参画」が19.0%と多くなっている。

なお、「わからない」は5.7%にとどまった。勤務先の学校に部活動があるかどうか、または、自分が顧問をしているかどうかにかかわらず、部活動の地域移行について強い関心を持っていることを示している。

第4-1図 休日の部活動の地域移行にあたり、国・自治体が早急にすすめるべきこと（3つ以内選択）



これを部活動顧問が9割前後を占める中学校、高等学校についてみると、最優先でとりくみをすすめるべき課題は双方とも「指導者の確保」となっている。中学校で83.9%、高等学校で79.5%に達しており、8割前後を占めている（第4-1表）。

これについてとりくみをすすめるべき課題としてあげられた課題が「地域の受け皿の確保」である。部活動の地域移行が中学校より始まることを背景に、高等学校の55.1%に対し、中学校は68.8%と7割近くに達している。

この他、地域受け皿の環境整備として「私費負担・保護者負担の軽減」をはじめとした各項目が2割前後で、とりくみをすすめるべき課題としてあげられている。その中で「兼職兼業の規程の周知、責任の所在の明示」を課題としてあげる人が中学校で26.6%、高等学校で28.7%と3割近くを占め、課題の第3位にあげられている。

運動部顧問と文化部顧問に注目して部活動顧問別に国・自治体が早急に解決をすすめるべき課題をみると、上位を占める3項目とその優先順位は共通している。最優先課題は「指導者の確保」で、運動部顧問、文化部顧問の双方とも8割強となっている。

これについてとりくみの期待されている課題が「地域の受け皿の確保」で、65%前後に達している。

また、「兼職兼業の規程の周知、責任の所在の明示」への期待は、顧問はしていない人や学校に部活動が設定されていない人で2割を下回るが、運動部顧問で26.5%、文化部顧問で27.9%と3割近くを占めている。

第4-1表 休日の部活動の地域移行にあたり、国・自治体が早急にすすめるべきこと（3つ以内選択）

	地域の受け皿の確保	指導者の確保	活動場所の確保	負担の軽減・保護者	私費負担の軽減・保護者	知・職・業の責任の所在の明示	兼・職・業の確保	指導者の確保	地域格差の是正	当事者への参画と周知	その他	わからない	無回答	件数
2023年計	61.1	79.6	16.0	18.8	20.3	15.5	16.4	19.0	1.8	5.7	3.2	5809		
学校種	小学校	59.0	78.3	15.4	18.8	17.2	13.9	16.6	18.6	1.2	7.1	4.4	3814	
	中学校	68.8	83.9	17.9	18.1	26.6	17.6	16.0	20.2	2.8	1.9	0.5	1356	
	高等学校	55.1	79.5	13.8	23.9	28.7	23.3	15.4	16.6	3.7	4.5	0.3	356	
	特別支援学校	57.1	75.3	15.9	17.1	20.6	19.4	15.3	23.5	2.4	7.6	2.9	170	
部活動の顧問	運動部の顧問	67.5	84.5	16.3	18.1	26.5	18.8	16.0	18.7	2.9	2.3	0.6	1254	
	文化部の顧問	64.0	82.2	16.9	19.1	27.9	16.9	16.4	19.8	3.6	2.0	0.7	444	
	顧問はしていない	61.4	77.4	17.4	19.9	17.0	14.5	16.1	17.0	1.6	7.2	2.7	1175	
	学校に部活動は設定されていない	57.9	78.0	15.1	18.7	17.8	14.2	16.6	19.9	1.2	7.1	4.8	2936	

下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す
 薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す
 丸数字は比率の順位(第5位まで表示)

2. 休日の部活動の地域移行への関わり方

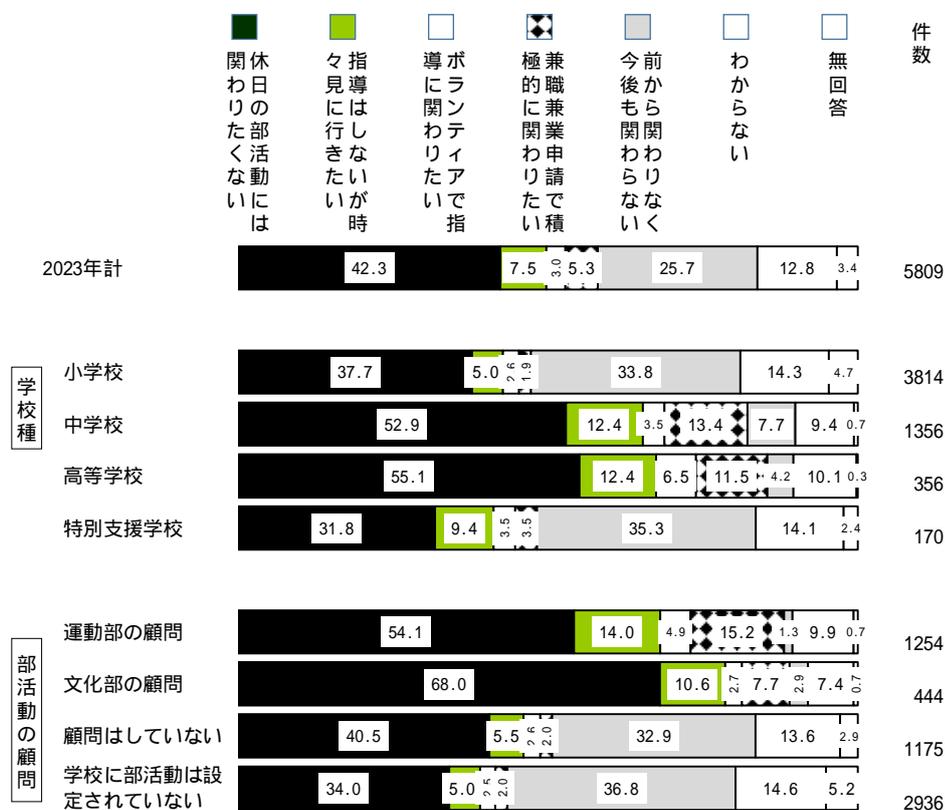
- ・ 中学校教職員の半数強が「休日の部活動には関わりたくない」(52.9%)
- ・ 関わるにしても「指導はしないが時々見に行きたい」が1割弱、
指導しても「ボランティアで指導に関わりたい」も3.5%と少数
- ・ 「兼職兼業申請で積極的に関わりたい」という人は中学校で1割強

休日の部活動が地域のスポーツクラブなどへ段階的に移行が始まることが予想される中、こうした地域移行における部活動に教職員はどのように関わりたいと思っているのだろうか(第4-2図)。

回答の半数を占めたのが「休日の部活動には関わりたくない」(42.3%)である。5人に2人の教職員は休日の部活動に関わりたくないと考えている。

一方、何らかの形で関わるにしても「指導はしないが時々見に行きたい」という人は7.5%と1割弱で、さらに、指導するにしても「ボランティアで指導に関わりたい」も3.0%と少ない。

第4-2図 休日の部活動の地域移行への関わり方



これに対し、「兼職兼業申請で積極的に関わりたい」という人も 5.3%と少ない。

この点をほとんどの教職員が部活動顧問をしている中学校についてみると、回答の半数を占めたのが「休日の部活動には関わりたいくない」(52.9%)である。半数強の教職員が休日の部活動へ関わりたいくないと回答している。

このため、休日の部活動に関わるにしても「指導はしないが時々見に行きたい」という人は 12.4%と 1 割強にとどまり、「ボランティアで指導に関わりたい」も 3.5%と少ない。

また、「兼職兼業申請で積極的に関わりたい」という人は 13.4%で 1 割強であった。

こうした特徴は中学校と同様に、大多数の教職員が部活動顧問をしている高等学校でも共通しており、「休日の部活動には関わりたいくない」が 55.1%と過半数を占め、「指導はしないが時々見に行きたい」が 12.4%、「ボランティアで指導に関わりたい」が 6.5%、そして、「兼職兼業申請で積極的に関わりたい」が 11.5%となっている。

部活動顧問別にみると、運動部顧問、文化部顧問の双方とも「休日の部活動には関わりたいくない」が過半数を占め、前者が 54.1%、後者が 68.0%となっている。このため「指導はしないが時々見に行きたい」と「ボランティアで指導に関わりたい」はいずれも少なく、前者の「時々見に行きたい」は 1 割強、後者の「ボランティアで」は 5%未満にとどまっている。

また、「兼職兼業申請で積極的に関わりたい」は、運動部顧問が 15.2%で、文化部顧問の 7.7%を上回っている。

ところで部活動顧問の週休日の在校等時間には長短があり、0時間の人もいれば、6時間を上回る人も多い。こうした在校等時間の長さは部活動の地域移行への関わり方にどのような影響を与えているのだろうか(第4-2表)。

サンプル数の多い運動部顧問についてみると、週休日の1日の在校等時間が0時間、または2時間未満と短い人は「休日の部活動には関わりたくない」が6割以上を占めている。

これに対し、5時間以上、6時間以上週休日に学校で仕事をしている人も、5割近くの人が「休日の部活動には関わりたくない」と訴えている点で共通する。

一方で、こうした在校等時間が長い人ほど「兼職兼業申請で積極的に関わりたい」が多く、2割を上回っている。しかし、兼職兼業をする際の時間外勤務については、長時間労働から過労死に至る危険もあり、慎重に取り扱われるべきである。

また、文部科学省からの通知(『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について)(2021.2.17 抜粋)においても、「各教育委員会が兼職兼業の許可を行う際には、教師の心身の健康を確保するため、いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当である。

給特法が適用される公立学校教員については、文部科学省指針に規定する在校等時間についても通算の対象として扱い、在校等時間も含めて通算された時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれるかどうか確認・判断することが望ましい。」と通知されている。

第4-2表 休日の部活動の地域移行への関わり方
(週休日の1日の在校等時間別)

	関わり た部 く活 ない は	休日 の部 活動 には	時 々 見 行 きた が い	指 導 は し な い	ポ ラ ン テ ィ ア で 指	兼 職 に 関 わ り た 積	今 後 も 開 閉 わ ら な い	前 から 開 閉 わ ら な い	わ か ら な い	無 回 答	件 数
運動部顧問計	54.1	14.0	5.0	15.3	1.2	10.0	0.4	1139			
在校等時間	0時間	67.6	<u>7.4</u>	6.1	<u>3.4</u>	4.7	10.1	0.7	148		
	2時間未満	60.3	15.9	4.8	<u>9.5</u>	1.6	7.9	...	63		
	2時間以上	54.7	15.8	6.4	14.8	1.0	7.4	...	298		
	4時間以上	52.3	13.6	5.7	15.7	0.6	11.5	0.6	331		
	5時間以上	<u>47.4</u>	15.8	2.0	21.7	0.7	12.5	...	152		
	6時間以上	<u>47.6</u>	15.0	2.7	23.1	...	10.2	1.4	147		
文化部顧問計	68.6	11.1	3.0	<u>8.0</u>	2.3	6.8	0.3	398			
在校等時間	0時間	76.9	<u>8.1</u>	2.9	<u>3.5</u>	2.9	5.2	0.6	173		
	2時間未満	78.4	...	2.7	...	2.7	16.2	...	37		
	2時間以上	71.4	14.3	2.9	<u>5.7</u>	...	5.7	...	70		
	4時間以上	50.0	21.2	3.8	21.2	...	<u>3.8</u>	...	52		
	5時間以上	<u>34.4</u>	21.9	...	25.0	9.4	9.4	...	32		
	6時間以上	70.6	<u>5.9</u>	5.9	<u>8.8</u>	...	8.8	...	34		

下線数字は「運動部顧問計」より5ポイント以上少ないことを示す
 薄い網かけ数字は「運動部顧問計」より5ポイント以上多いことを示す
 濃い網かけ数字は「運動部顧問計」より15ポイント以上多いことを示す

第5章 学校における働き方改革の重要度

2019年の給特法の改正、2020年4月1日からの改正給特法第7条関連指針の施行により教育職員が学校教育活動に関する業務時間を在校等時間とすることや、時間外在校等時間を月45時間、年360時間までとする勤務時間の上限規制が適用された。

しかしながら、今回調査における労働時間の実態から明らかなように、学校現場では時間外在校等時間を月45時間以内に収める業務削減は足踏みしており、依然として長時間労働が続く厳しい実態が示されている。学校の働き方改革をすすめるためには、正確な勤務時間の実態を把握し、学校現場から改善を求めていく必要がある。

本章では、日教組がとりくんできた学校の働き方改革の重要度を確認することにする。

・日教組のとりくみへの高い評価、
[教職員定数の改善]を「とても重要」という人が9割強

日教組がとりくんでいる学校の働き方改革に関する5項目それぞれの重要度を回答してもらった。取り上げた項目は下記の通りである。

A.[持ち授業時数の上限設定]

「小学校20時間、中学校18時間、高校16時間を上限とすること(教材研究、授業準備の時間の確保等のため)」

B.[教職員定数の改善(義務標準法等の見直し)]

「持ち授業時数の上限規制の実現、中・高校における35人学級の早期実施と更なる少人数学級の実現、教科担任制加配の見直し/養護教員・事務職員・栄養職員の配置基準の見直し等」

C.[具体的な業務削減(業務の役割分担の推進)]

「学校以外が担うべき業務の移行等/勤務時間内で完結する業務量を基本とした業務内容の見直し/部活動の地域移行」

D.[加配の配置]

「教員業務支援員、情報通信技術支援員(ICT支援員)、特別支援教育支援員、部活動指導員、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、学校司書等の配置拡充・処遇改善」

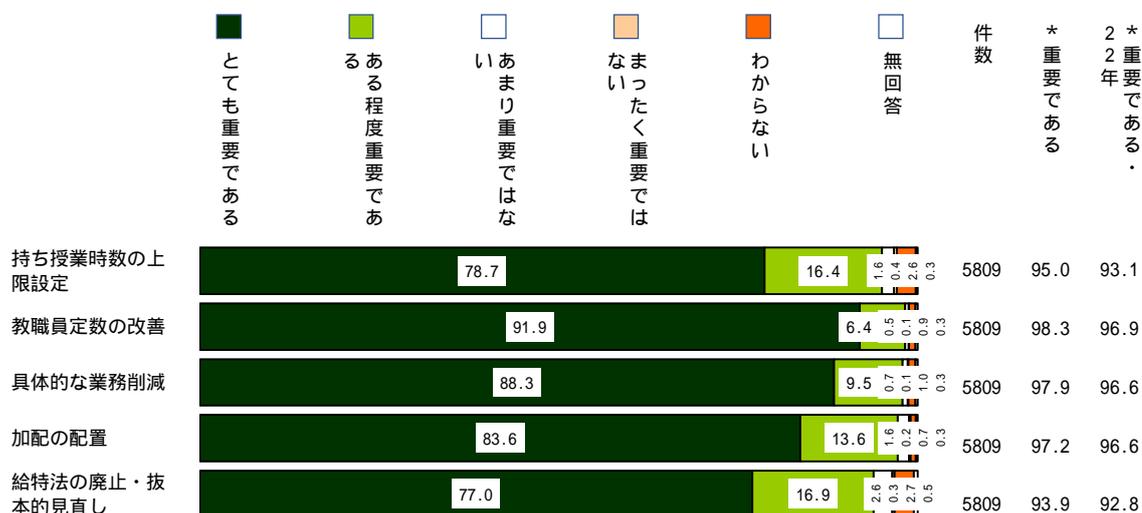
E.[給特法の廃止・抜本的見直し]

「労働基準法にもとづいた労働時間管理/教員の時間外勤務についても36協定を適用」

「とても重要である」と「ある程度重要である」を合わせた＜重要である＞の比率は、いずれの項目も9割台で、2022年と同様に高い比率となっている。日教組のとりくみに対する高い評価は教職員のニーズと一致しているといえるだろう。

これを「とても重要である」に注目して比率の多い順にみると、[教職員定数の改善](91.9%) [具体的な業務削減](88.3%) [加配の配置](83.6%) の上位3項目が8割台、[持ち授業時数の削減](78.7%) と [給特法の廃止・抜本の見直し](77.0%) が8割弱に達している。いずれのとりくみに対しても、強く重視する人が大多数を占める点で共通している(第5-1図)。

第5-1図 日教組がとりくんでいる学校の働き方改革の重要度



同様に学校種別に「とても重要である」の比率をみると、いずれの項目に対しても学校種の違いを超えて「とても重要」と高く評価する人が大多数を占めている。そのなかで、[教職員定数の改善]は小学校、中学校、高等学校で9割前後と最も多い(第5-1表)。

第5-1表 日教組がとりくんでいる学校の働き方改革の重要度(「とても重要である」の比率)

		限 設 定	持 授 業 時 数 の 上 善	教 職 員 定 数 の 改 善	具 体 的 な 業 務 削 減	加 配 の 配 置	本 給 的 特 見 直 の 廃 止 ・ 抜	件 数
2023年計		78.7	91.9	88.3	83.6	77.0	5809	
学 校 種	小学校	80.1	93.2	90.2	87.0	79.1	3814	
	中学校	77.6	90.9	85.8	<u>77.9</u>	75.0	1356	
	高等学校	78.7	88.5	<u>80.6</u>	<u>74.2</u>	<u>68.5</u>	356	
	特別支援学校	<u>62.9</u>	<u>82.4</u>	85.9	<u>75.3</u>	<u>65.3</u>	170	

下線数字は「2023年計」より5ポイント以上少ないことを示す
薄い網かけ数字は「2023年計」より5ポイント以上多いことを示す

第6章 学校における働き方改革の進捗状況と期待

文部科学省は学校における働き方改革を推進するため、教員業務の移行（役割分担の見直しと適正化）を打ち出している。これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務を〔基本的には学校以外が担うべき業務〕〔学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務〕〔教師の業務だが、負担軽減可能な業務〕の3つに分類して、教員業務の役割分担の見直しと適正化を進めることによって教員の負担を軽減するものである。

本章でははじめに、＜基本的には学校以外が担うべき業務＞が教員以外の人への移行がどの程度進んでいるかを確認し、続けて、＜学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務＞と＜教師の業務だが、負担軽減可能な業務＞に対し、移行を進めるべきかどうかを尋ねた。

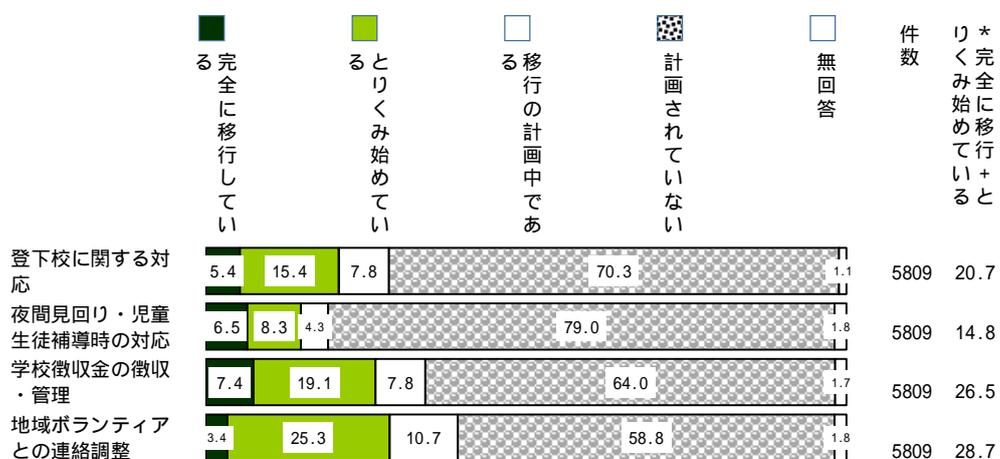
1. 学校における働き方改革の進捗状況

・移行が進まない〔基本的には学校以外が担うべき業務〕 大多数が「計画されていない」

はじめに学校における働き方改革を推進するために文部科学省が打ち出した教員業務の移行（役割分担と適正化）において、最優先で実現すべき4つの〔基本的には学校以外が担うべき業務〕の進捗状況を見ていく。

取り上げた業務は下記の4業務で、それぞれの進捗状況について「1.完全に移行している」、「2.とりくみ始めている」、「3.移行の計画之中である」、「4.計画されていない」のいずれかに回答してもらった（第6-1図）。

第6-1図 「基本的には学校以外が担うべき業務」移行の進捗状況



- A .[登下校に関する対応]
- B .[放課後から夜間における見回りなど]
- C .[学校徴収金の徴収・管理]
- D .[地域ボランティアとの連絡調整]

移行の進捗状況を「完全に移行している」と「とりくみ始めている」との小計でみると、進捗がすすんでいる上位 2 項目は [地域ボランティアとの連絡調整] と [学校徴収金の徴収・管理] である。それでも比率はそれぞれ 28.7%、26.5%と 4 分の 1 程度にとどまっている。

特に、教員業務の移行が完全に実施されたといえる「完全に移行している」は、[地域ボランティアとの連絡調整] で 3.4%、[学校徴収金の徴収・管理] で 7.4%と 1 割に届かない。また、「とりくみ始めている」もそれぞれ 25.3%、19.1%と 2 割前後にとどまる。さらに、将来の実施が期待される「移行の計画途中である」も 10.7%、7.8%と 1 割前後にすぎない。

これに対し、「計画されていない」が前者で 58.8%、後方で 64.0%と 6 割前後を占めている。最優先で実施されるべき [基本的に学校以外が担うべき業務] においても、計画作成に着手すらしていない学校現場が多い実態となっている。

一方、[登下校に関する対応] と [放課後から夜間における見回りなど] の進捗状況は、「完全に移行している」と「とりくみ始めている」とを合せ 20.7%、14.8%と 2 割前後にとどまっている。「移行の計画途中である」も 1 割を下回り (7.8%、4.3%)、逆に、「計画されていない」が前者で 70.3%、後方で 79.0%と大多数を占めている。

働き方改革推進のための教員業務の移行は必要不可欠で、教職員の勤務する学校現場では一部すすめられつつあるものの、依然として計画すら着手されていない学校現場が多いことを示す結果となっている。

これを学校種別にみたのが第 6 - 1 表である。学校種により比率の差はややあるものの、いずれの業務においても進捗状況に目立った違いはみられない。

「完全に移行している」と「とりくみ始めている」との小計でみると、いずれの業務でも小学校が最も多く、[登下校に関する対応] が 23.7%、[放課後から夜間における見回りなど] が 16.2%、[学校徴収金の徴収・管理] が 28.7%で、最も多い [地域ボランティアとの連絡調整] でも 32.3%と 3 割強にとどまっている。

一方、最も少ない学校種は [学校徴収金の徴収・管理] を除き高等学校で、[登下校に関する対応] が 10.4%、[放課後から夜間における見回りなど] が 9.8%、[地域ボランティアとの連絡調整] が 10.1%で 1 割前後である。[学校徴収金の徴収・管理] の最も少ない学校種は特別支援学校である (18.8%)。

第6-1表 「基本的には学校以外が担うべき業務」移行の進捗状況
 (「完全に移行している」と「とりくみ始めている」の小計)

		登下校に関する対応		放課後から夜間における見回りなど		学校徴収金の徴収・管理		地域ボランティアとの連絡調整		件数
			* 完全に移行している		* 完全に移行している		* 完全に移行している		* 完全に移行している	
2023年計		20.7	5.4	14.8	6.5	26.5	7.4	28.7	3.4	5809
学校種	小学校	23.7	5.8	16.2	7.7	28.7	7.9	32.3	4.0	3814
	中学校	14.7	3.8	13.0	3.7	22.3	5.4	24.3	2.4	1356
	高等学校	10.4	4.2	9.8	4.8	20.2	8.1	10.1	0.8	356
	特別支援学校	21.2	11.2	14.7	10.0	18.8	8.2	17.6	2.9	170

ところで「基本的には学校以外が担うべき業務」が期待通りに移行した場合、計画すら立てられていない場合と比べ勤務日の在校等時間はどのくらい短縮したのだろうか。この点を見たのが第6-2表である。

[登下校に関する対応]では、「計画されていない」の10時間43分に対し、「完全に移行している」は10時間14分で、短縮された時間は29分となっている。

同様に[放課後から夜間における見回りなど]では、それぞれ10時間41分、10時間24分で7分の短縮、[学校徴収金の徴収・管理]では10時間40分、10時間31分で9分の短縮、[地域ボランティアとの連絡調整]では10時間43分、10時間20分で23分の短縮となっている。

色々な要因が関わっているため単純に時間短縮効果を判断できないが、短縮された時間数は[登下校に関する対応](29分)が最も多く、ついで[地域ボランティアとの連絡調整](23分)となっている。[放課後から夜間における見回りなど](7分)と[学校徴収金の徴収・管理](9分)はいずれも10分未満だが短縮されている。

第6-2表 業務移行の進捗状況別にみた勤務日の在校等時間
 (1日平均 時間：分)

業務の進捗状況	登下校に関する対応	放課後から夜間における見回りなど	学校徴収金の徴収・管理	地域ボランティアとの連絡調整
	2023年計	10:40	10:40	10:40
完全に移行している	10:14	10:24	10:31	10:20
とりくみ始めている	10:35	10:42	10:43	10:38
移行の計画中有る	10:38	10:36	10:35	10:37
計画されていない	10:43	10:41	10:40	10:43

2. 学校における働き方改革の進捗への期待

(1) [学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務]の移行への期待

・ ほぼすべての教職員が進捗を期待する [調査・統計等への回答] と [部活動]
 ・ [校内清掃] と [休み時間における対応] も 7 割前後が進捗に期待するものの、
 「すすめなくてもいい」と考える人が約 4 分の 1

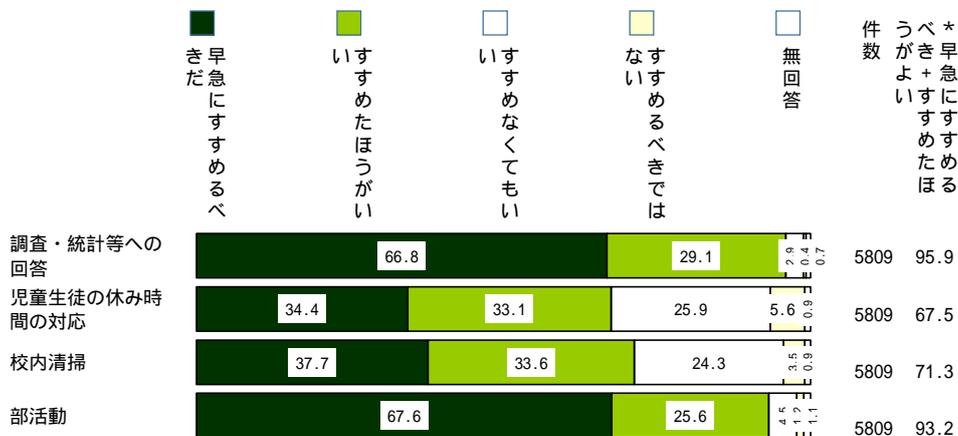
働き方改革推進のための教員業務の移行において、[学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務]の進捗の是非について教職員はどのような見方をしているのだろうか。

取り上げた業務は下記の 4 業務で、それぞれ進捗への期待を「1. 早急にすすめるべきだ」、「2. すすめたほうがいい」、「3. すすめなくてもいい」、「4. すすめるべきではない」のいずれかに回答してもらった(第 6-2 図)。

- A. [調査・統計等への回答]
- B. [児童生徒の休み時間における対応]
- C. [校内清掃]
- D. [部活動]

移行の進捗への期待を「早急にすすめるべきだ」の比率で見ると、[部活動]と[調査・統計等への回答]がそれぞれ 67.6%、66.8%と 3 分の 2 を占めている。これに「すすめたほうがいい」を加えた<すすめるべき・すすめたほうがいい>は前者が 93.2%、後者が 95.9%で 9 割を上回っている。ほぼすべての教職員が移行を進めることを肯定している。

第 6-2 図 「学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務」の移行への期待



これに対し、「すすめるべきではない」と移行に反対する人はいずれの業務でも少数で1割に届かない。

「早急に」を中心に圧倒的多数の教職員が〔部活動〕と〔調査・統計等への回答〕改革の進捗に期待しているといえるだろう。

これに対し、〔校内清掃〕と〔児童生徒の休み時間における対応〕も<すすめるべき・すすめたほうがいい>が7割前後に達している。しかし、「早急にすすめるべきだ」はそれぞれ37.7%、34.4%で3割台にとどまっており、約3分の2を占めた〔部活動〕と〔調査・統計等への回答〕とは大きく異なっている。

違いは「すすめなくてもいい」と考える人が多い点で、「すすめるべきではない」(〔校内清掃〕が3.5%、〔児童生徒の休み時間における対応〕が5.6%)と強く否定はしないものの、「すすめなくてもいい」と考える人が〔児童生徒の休み時間における対応〕で25.9%、〔校内清掃〕で24.3%と多い点を見落とせない。

このことは〔休み時間〕や〔校内清掃〕に関わることを通して、子どもと向き合う時間を確保しようという教職員が約4分の1を占めていることを意味している。このように働き方改革は機械的に業務移行をすすめるだけでよいと考えない人が多いことに留意する必要がある。

第6-3表はこの点を学校種別に示したものである。〔調査・統計等への回答〕と〔部活動〕は<すすめるべき・すすめたほうがいい>がいずれの学校種でも9割台を占めている。また、「早急にすすめるべきだ」でも6~7割に達しており、特に多い学校種が小学校で、〔調査・統計等への回答〕が68.9%、〔部活動〕が70.4%と7割前後を占めている。

一方、「すすめなくてもいい」の多かった〔児童生徒の休み時間における対応〕と〔校内清掃〕をみると、学校種により比率の開きはややあるものの、<すすめるべき・すすめ

第6-3表 「学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務」の移行への期待
 (「早急にすすめるべきだ」と「すすめたほうがいい」の小計)

		調査・統計等への回答		児童生徒の休み時間における対応		校内清掃		部活動		件数
		* 早急にすすめるべきだ	* 早急にすすめるべきだ	* 早急にすすめるべきだ	* 早急にすすめるべきだ	* 早急にすすめるべきだ	* 早急にすすめるべきだ			
2023年計		95.9	66.8	67.5	34.4	71.3	37.7	93.2	67.6	5809
学校種	小学校	96.4	68.9	70.1	36.6	74.7	40.6	95.2	70.4	3814
	中学校	95.9	64.8	60.4	29.6	62.6	31.0	89.6	63.4	1356
	高等学校	91.9	57.6	68.5	32.0	64.0	31.7	85.7	58.1	356
	特別支援学校	93.5	54.7	64.7	28.2	80.6	37.1	93.5	62.4	170

たほうがいい>という人が6~8割を占めている。「早急にすすめるべきだ」に注目してみると、小学校が最も多く、それぞれ36.6%、40.6%と4割前後を占めている。

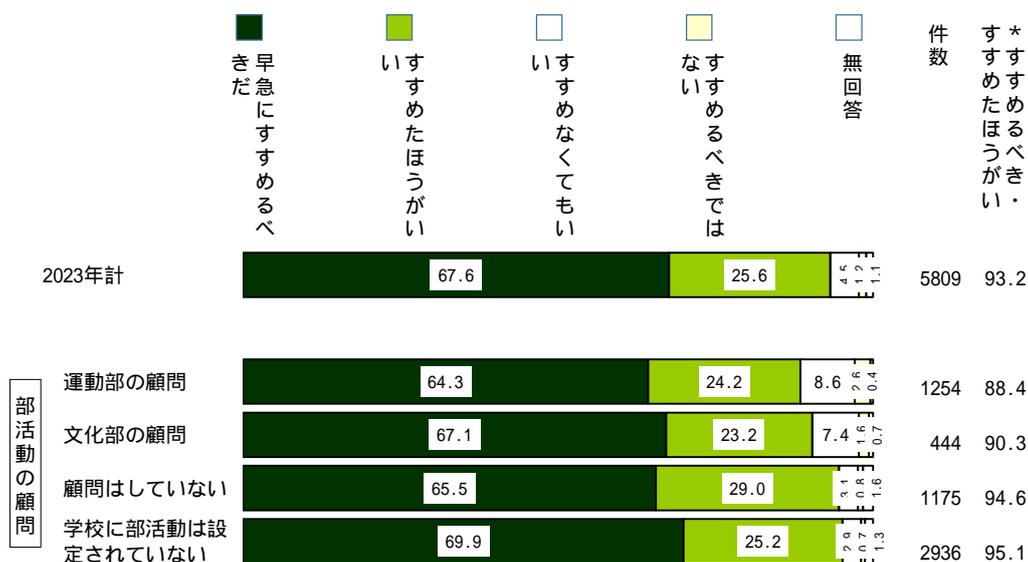
これに対し、最も少ない学校種は[児童生徒の休み時間における対応]が特別支援学校(28.2%) [校内清掃]が中学校(31.0%)である。

[部活動]について部活動顧問別にみると、<すすめるべき・すすめたほうがいい>は運動部顧問が88.4%、文化部顧問が90.3%と9割前後を占めている。また、「早急にすすめるべきだ」もそれぞれ64.3%、67.1%と6割台に達している(第6-3図)。

注目すべき点は、こうした特徴は顧問をしていない人や学校に部活動が設定されていない人においても共通してみられることである。<すすめるべき・すすめたほうがいい>は95%前後、「早急にすすめるべきだ」は6割台を占めているからである。

休日の部活動の地域移行については、顧問であるかどうかにかかわらず[部活動]の移行への高い期待は共通しているといえるだろう。

第6-3図 部活動顧問別にみた部活動の移行への期待



(2) [教員の業務だが負担軽減が可能な業務] の移行への期待

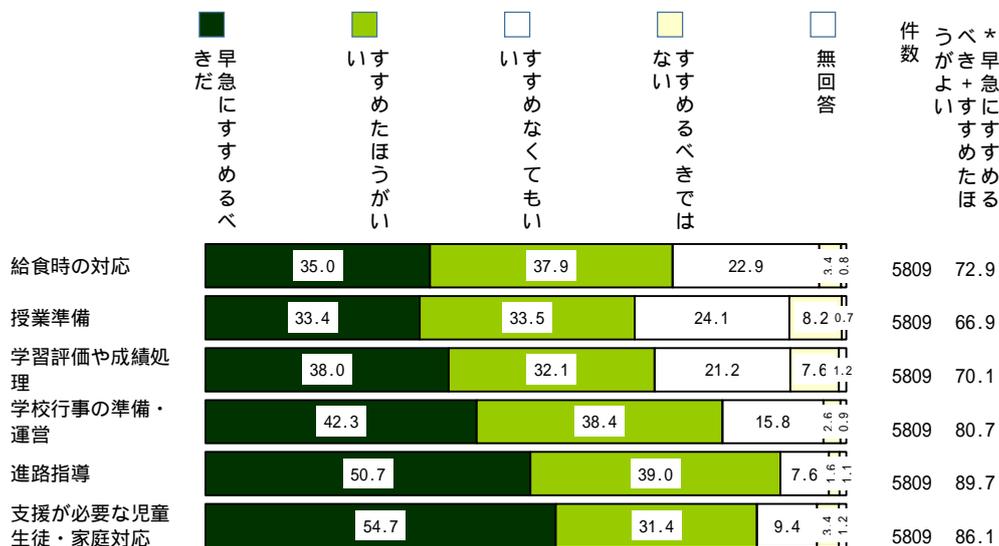
・[進路指導] と [支援が必要な児童生徒・家庭への対応] はほぼすべての教職員が期待
 ・[給食対応][授業準備][学習評価や成績処理][学校行事の準備・運営] への期待は
 7~8割と多いものの、「すすめなくてもいい」と考える人が2割前後

それでは [教員の業務だが負担軽減が可能な業務] の進捗については教職員はどのように考えているのだろうか。

取り上げた6業務における進捗への期待を「1.早急にすすめるべきだ」、「2.すすめたほうがいい」、「3.すすめなくてもいい」、「4.すすめるべきではない」のいずれかに回答してもらった(第6-4図)。

- A . [給食時の対応]
- B . [授業準備]
- C . [学習評価や成績処理]
- D . [学校行事の準備・運営]
- E . [進路指導 (作成書類の校務支援システム導入、様式の簡素化、統一化)]
- F . [支援が必要な児童生徒・家庭への対応]

第6-4図 「教員の業務だが負担軽減が可能な業務」の移行への期待



進捗の是非を「早急にすすめるべきだ」についてみると、最も多い業務が〔支援が必要な児童生徒・家庭への対応〕と〔進路指導〕で、それぞれ54.7%、50.7%で5割強を占めている。

これに3割台の「すすめたほうがいい」を加えた<すすめるべき・すすめたほうがいい>は9割近くに達している。「教員の業務だが」圧倒的多数の教職員はこうした業務の移行と見直しに期待しているといえるだろう。

これに対し、〔給食時の対応〕〔授業準備〕〔学習評価や成績処理〕〔学校行事の準備・運営〕を「早急にすすめるべきだ」という人は半数を下回り、それぞれ35.0%、33.4%、38.0%、42.3%と3~4割にとどまっている。

しかし、これに「すすめたほうがいい」を加えた<すすめるべき・すすめたほうがいい>は7~8割に達しており、9割近くに達した〔支援が必要な児童生徒・家庭への対応〕〔進路指導〕を下回るものの、業務の移行と見直しに期待する人が多い点で共通している。

ところで、こうした4業務で留意すべき点は「すすめなくてもいい」という人が2割前後を占めていることである。〔給食時〕において子どもと向き合うことや、〔授業準備〕と〔学習評価や成績処理〕を通じて勉強の進捗状況の把握の重要性など、働き方改革のために業務移行をすすめるだけでよいと考えない人が多い。働き方改革を進める上で留意する必要がある。

この点を学校種別に示したのが第6-4表である。

[進路指導]は<すすめるべき・すすめたほうがいい>がいずれの学校種でも9割前後を占め、「早急にすすめるべきだ」も5割前後を占めている。

これに対し、[支援必要な児童生徒・家庭への対応]は、特別支援学校で77.1%と他の学校種と比べ少なく、「早急にすすめるべきだ」も47.1%で半数に届かない。

一方、[給食時の対応][授業準備][学習評価や成績処理]に対し進捗への期待が最も少ない学校種が中学校である。この点は「早急にすすめるべきだ」でも同様の傾向がみられ、3割前後を推移している。

第6-4表 「教員の業務だが負担軽減が可能な業務」の移行への期待
(「早急にすすめるべきだ」と「すすめたほうがいい」の小計)

		給食時の対応		授業準備		学習評価や成績処理		学校行事の準備・運営		進路指導		支援必要な児童生徒・家庭への対応		件数
		* 早急にすすめるべきだ												
2023年計		72.9	35.0	66.9	33.4	70.1	38.0	80.7	42.3	89.7	50.7	86.1	54.7	5809
学校種	小学校	74.1	36.1	69.7	35.4	71.2	39.5	82.7	45.0	90.4	50.4	85.8	55.3	3814
	中学校	67.1	33.2	60.7	29.1	66.7	34.7	77.1	37.2	89.0	53.8	86.4	53.8	1356
	高等学校	84.3	37.6	64.6	32.9	71.9	37.9	75.8	36.8	87.9	46.9	92.4	58.4	356
	特別支援学校	68.8	25.9	64.1	29.4	70.6	35.9	78.2	39.4	87.1	45.3	77.1	47.1	170